

参議院内閣委員会會議録第二十五号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午前十一時三十八分開会

委員の異動

四月二十日委員鍋島直昭君辞任につき、その補欠として塩見俊二君を議長において指名した。

四月二十一日委員勝保君辞任につき、その補欠として吉江勝保君を議長において指名した。

四月二十三日委員千葉信君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

本日委員大谷藤之助君、塩見俊二君及び占部秀男君辞任につき、その補欠として井川伊平君、小沢久太郎君及び山本伊三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

井川 伊平君
小沢久太郎君
松村 秀逸君
一松 定吉君
吉江 勝保君
高瀬莊太郎君
国務大臣 大蔵大臣 水田三喜男君
政府委員

大蔵大臣官房長 佐藤 一郎君

大蔵省主計局次長 谷村 裕君

大蔵省主計局給与課長 平井 迪郎君

大蔵省関税局長 稲益 繁君

事務局長 常任委員 伊藤 清君

大蔵大臣官房 大蔵大臣官房 有吉 正君

財務調査官 大蔵大臣官房 佐竹 浩君

大蔵省主計局総務課長 大村 筆雄君

大蔵省理財局総務課長 龜 正之君

大蔵省造幣局長 竹村 忠一君

国税庁次長 白石 正雄君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二十一日、勝保君が辞任し、吉江勝保君が選任され、昨日、千葉信君が辞任し、山口重彦君が選任され、本日、占部秀男君が辞任し、山本伊三郎君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、委員の

異動に伴い、理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行ないます。互選は慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。それでは私より山本伊三郎君を理事に指名いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続いて質疑を行ないます。政府側より出席の方は、佐藤官房長、谷村主計局長、平井主計局給与課長、説明員として有吉財務調査官、竹村造幣局長の方々がごさいいます。御質疑のおありの方は、順次発言をお願いします。

○山本伊三郎君 それじゃ順序に従って、理財局に証券部を設けることについて御質問いたします。最近証券業と申しますが、非常に発達してきています。今後理財局に証券部を設けるという点も、そういう一環だと推測するんですが、提案理由の説明では、きわめて概括的に言っておりまして、証券部を設ける実情をひとつ御説明をお願いします。

○説明員(龜正之君) 御質問は、ただいまの理財局の機構の現状がどのようになっているかという御質問だと思存しますが、ただいま理財局には全部で九つの課と一つの資金管理官室というものがございまして、証券関係につき

ましては、証券第一課、証券第二課、それから証券検査課とございいます。別に財務調査官、これは官房勤務でございまして、官房勤務の財務調査官がおりまして、特命といいますが、官房長から各財務調査官にそれぞれの事務を委嘱されるわけであります。理財局におられます財務調査官は、証券関係、それから経済課の一部の事務について局長を補佐するということになっております。したがって、機動的な形から申しますと、やはり各課長が直接には局長に結びつく。そのわきに財務調査官がいて、証券行政に関連いたしまして局長を補佐するという形になっておる。そこで、今回の改正の主眼点は、やはり理財局長の所掌されます事務が非常に広範多岐にわたっておりますので、いわゆる証券関係の二課、証券検査課といふものを一つのグループにまとめまして、これに証券部長というものを設けて、証券行政に關しては証券部長がやはり責任をもつて処理する。その意味で直接理財局長を補佐する。そういう意味で責任体制その他が明確になるものと考えておるわけでございいます。

○山本伊三郎君 最近、株価が非常に変動すると言われております。今日、大体落ちついておるようでございますが、この参考書類によりまして、個人の株主数六百八十四万一千人、証券業者としては八百二十七社となっておりますが、これは昭和二十七年ですか、昭和三十六年では千六百九十九万六千、

非常にこの十年間に大きな変動があるのですが、個人といふのは大体どういう対象が多くなっておるのか、それを参考までにちよつと聞かしていただきたい。

○説明員(有吉正君) 戦後いわゆる株の民主化と申しますか、個人の一般の方々に株の所有ということが非常に普及して参りました。先生も御指摘のように、昭和二十七年に六百八十四万ございまして、昭和三十六年に千六百九十九万というように非常にふえておるのでございいます。この特徴といたしましては、やはり従来は相当所得の多額のもの株を取得しておったという風潮から、だんだんに所得階層が低いほうに株の普及といふものが移つていくことは事実でございいます。なお、株式の投資信託におきまして、これの購入といふものがさらに大衆層に株の普及を進めておるといふことは事実でございいます。

○山本伊三郎君 これと反対に証券業者の業者数が減つてきておるといふこの傾向はどういうことですか。

○説明員(有吉正君) 証券業者の数は八百二十七社から五百八十八社に減つておるのでございいます。実は証券業者は戦後におきまして登録制度をしかれておりまして、金融機関、銀行その他と違ひまして免許制度のもとにございませぬ。登録の要件を備えれば登録して営業を営めるといふ形態をとっておるのでございいます。したがって、一時登録業者の数もふえて参つた

時代もございます。しかし、その後におきますところの一時の株価の変動なり、あるいは経済情勢の推移等に從ひまして逐次業者の中におきましても廃業をして参るものもございますし、また、非常に不幸なことではございませうが、倒産した業者もあるわけでございませう。そういった業者の数が漸次減りつつあったわけではございませう。しかし、最近におきましては、若干ではございますが、ふえる傾向にあるのでございませう。

○山本伊三郎君 この証券業者は戦前のような、ああいうきわめて投機的なことはもうなくなつたと思ひますが、それでも個人的に私も聞いて非常に気の毒だという人もあるのですが、非常にうまく勧誘されて、わずかな月給からためたやつを投資した、それが非常に損をしたというようなことも聞いているのです。それはもちろん本人がこういう株に手を出すのですから納得の上ですが、そういう憂えは趨勢として今後そういうものは徐々になくなつていくという、こういう投資安定といひますか、そういう傾向はどうですか。専門家の方にひとつ聞いておきます。

○説明員（有吉正君） ただいま先生のお話がございましたように、株式に対する投資というものは、やはり個人の自主的な判断と責任の上におきましてこれはなしにいたしたいと、かねてから私もかように考えております。あらゆる機会を通じてそういったことについての普及をして参りたい、かように考えている次第でございます。しかし、何分にも先ほども申し上げましたように、大衆層というも

のが株式に近ずきましたのは戦後におきましてのことではございませうので、なかなかこういう健全な株式思想の普及というところに行かない得ないような状況もございませう。したがひまして、問題は、証券会社の株式の証券の販売に対する広告宣伝というものは外務員の投資勧誘の態度というものが相当重要になつて参る次第であります。私どももいたしましては、証券会社の広告、宣伝というものを十分に規制して、もつて自主的にこれを十分に規制して参るようになつてから指導いたして参る次第でありまして、たとへて申しますならば、取引所の会員におきましては取引所に一応事前に届出を出させてそこで審査をする、そこでパスしたものを広告、宣伝の具に使うというようなことを考えております。さらに至りませんところでは、私どもの通牒によりまして十分気をつけさせるようにいたしておりますし、私どもの目につきますところについては是正に努めるようにやっております。今後ともこの方向によりまして強力に進めて参りたいと思ひますが、さらに外務員の投資の勧誘の態度につきましても、これまた投資者層に対する影響というものが非常に大きいものですから、十分に誤りなきを期するように、各業者にも戒めておきます。私どもの方といたしましては指導に努めるとともに、証券業協会等自主的な機関におきましてこれが登録なりあるいは試験制度なりいたしまして、善良な優秀なる勧誘員を育成して参るようになつて参つて参りたい。したがひまして、今後におきまして株価の変動がございまして、大衆層におきまして十分に株の本質という

ものを認識されまして、長期的な投資というものの一部として株を十分に貯蓄の手段として活用していただくようお願いいたしますと同時に、われわれとしても、十分その点に氣をつけて参るつもりでありまして、今後においては、そういった問題が大きくなることはないと思つております。

○山本伊三郎君 なかなか親切な答弁で敬意を表するのですが、われわれ常識でそうたくさん証券業者があるとは思ひなかつたのですが、五百八十八社という、大体方々に宣伝しておるところを見ると十社くらいしか見ておらないのですが、五百八十八社もあるという、こういう多数の業者を証券部がいろいろ監督と申しますか、されるのはたいていではないと思ふのですが、それに対する専門調査官等定員五人を四人に減員するとなつておりますが、この専門調査官がそれに当たつておられるのですか、そういう今説明されたいろいろ親切な指導について。

○政府委員（佐藤一郎君） これはちよつと御説明申し上げますが、御承知のように、ここにございまして、大臣官房ですね、現在専門調査官が五人おられるわけですが、それで御承知のように、機構を並列しますような際にはできるだけいわゆる振りかえと称しまして、絶対増とならないように措置するといふ例が多いわけではございませうが、従来の専門調査官五人のうち一人を減らしまして、そのかわりその減らした分をもつて新しく部長を設定しよう、こういう意味でございませう。ですから、こちらの専門調査官と申しますのは官房に所属してそれぞれいろいろな仕事に従事しておるのでございませう。

○山本伊三郎君 僕の質問が当たらないかつたのかもわかりませんが、今言われたそういう大衆株と申しますか、そういう大衆の人々の利益を守るといひますか、そういうことをやっておられるのはどの課ですか。

○説明員（龜徳正之君） 先ほど私本省の関係だけを申し上げましたのですが、実際の数多くの証券業者の監督検査その他をやっておりますのは本省ばかりでありまして、地方部局の財務局の大体理財課、東京、関東の大きなところは理財課のほかに証券課と分かれておりますが、その他の財務局の大体理財部に属しておりますが、理財部の理財課、そこに証券検査官その他が配置されている、さらに財務局の下に財務部にもそれぞれ証券関係の担当者がいるわけでありませう。現在証券検査官といたしまして本省に十七名、それから財務局に四十六名、財務部に五名、通じまして六十八名検査官がおります。それからさらに、証券関係の登録その他もろろの仕事があるわけですが、この証券関係の一般行政を担当しております職員が本省で先ほど申し上げました証券一課、二課が中心で四十六名、それから財務局に七十一名、財務部に百五十八名、本省地方を通じて二百七十五名、本省地方を通じて検査官を含めまして三百四十三名という人間が、こういった証券行政に携わつておる、こういうわけではございませう。

○山本伊三郎君 この問題もう一問だけしておきたいのですが、最近、高度経済成長の調整として設備投資の若干の締めつけをやつておられるようですが、

が、そういうことからこういう株式売買に影響はないのですか。

○説明員（有吉正君） 現在の金融情勢全般にとりまして設備の抑制等の施策がとられておるのでございませうが、この現在の経済情勢におきまして株価の変動というものが非常に左右されるのでございませう。申すならば、投資層は経済の現況なり見通しなりというものに立ちまわつて投資を行なうということに相なるわけではございませう、かかる意味におきまして、株価にそれが端的に反映してくるということに相なるのでございませう。

なおかつ申しますならば、昨年の十月以降におきまして相当急激に株価が暴落いたしました、それはまさに金融の引き締め、金詰まりということによりましてその結果が多分に現れておるのでございませう。それから他面におきまして、設備の投資の抑制ということにおきましては、これまた会社の業績の問題にも結びつくところがあるわけでございませう、これは個々の会社の経営内容によりまして相当差異が出て参るのでございませう。しかし、いづれにいたしましても、時期的に参りますならば、相当その会社に対して影響を与え得る面があると思ひます。また、会社もあるわけではございませう、そういったような状況は、やはり三月期の決算の内容なり、あるいは先の話でございませうが、九月期の決算の内容等に現れて参る。これが株価にいかん影響を及ぼすかというところは、現在の話でもございませうが、さらに将来の点にわたつて注目していかなければならぬ、かように考えております。

○山本伊三郎君 大蔵委員会でないか

「し上げましたように大衆層という層におきまして十分に株の本質という

な仕事に従事しておるのでございま

の締めつけをやっておられるようです

はならぬ。かように考えております。
○山本伊三郎君 大蔵委員会でないか

ら、あまりそういう経済的な、金融的な問題には触れませんが、こういう金融の引き締めなんかをいろいろ総合して公定歩合を上げられたことはわかるのですが、預金利率の引き上げというようにするのは、これは第二に聞こうと思つておるのですが、前は、定期預金は六分だったのですが、今五分五厘になつていますが、そういうところには関係といひますか、大蔵省としてはそういう預金利率の引き上げについて考へられておられますか。

○政府委員(佐藤一朗君) 銀行局長がたゞいまおられませんから、官房長の私が適宜お答えいたしますが、たゞいまのところでは、経済の景気の見通し等について近く経済閣僚懇談会も開かれるというふうな情勢でございまして、なかなかむずかしいデリケートな段階でございまして、これから政府といたしまして、最近の資料に基づきまして十分に検討をするという段階でございまして、今後どうやっていくかというところは、その検討の後にまた出てくる問題だと思つております。新聞等では金利の問題等についてしばしば記事が出ておりますが、大蔵省といたしましては、たゞいまのところ、その問題を至急に引き上げるとか、そういうふうな情勢にはなつておりません。

○山本伊三郎君 これは、もちろん政治的な問題ですから、質問は無理だと思ひますが、しかし、実際、私ら大蔵省なり、大蔵省に限りませんが、各省見ても、一番よく知つてゐるのはあなた方が一番よく知つてゐる。ただ、知つてゐるけれども政治的に言えないということだからあまり責めませんが、非常にそういう問題が、市中

銀行ではいろいろ聞いているのです。これはまた、——あまり皆さん方を追及することは無理だと思ひますから、この問題は、いづれまた大臣の来られたときに、——参考までに聞いておきます。これでやめておきます。

次に、造幣局の内部組織の変更ですが、いろいろここに理由が書かれております。最近、補助貨幣といひますか、硬貨がいろいろ多く出てきておるのですが、各国の事情は、アメリカあたりじやあまり硬貨よりも紙幣のほうが、何といひますか、珍重がられるといひとおかしいが、携帯にも便利だといひておられますが、日本の場合には、この前一べん今の大蔵大臣でなくして前の大蔵大臣に聞いたことがあるのですが、硬貨と紙幣とは大蔵省として、通貨としてはどちらが適当だか、ちよつとむずかしい質問ですが。

○説明員(龜徳正之君) 一応私のところで通貨を担当いたしておりますので、私からお答えいたします。最初、アメリカではどうかといひてお話をしますが、アメリカと日本とやはり根本的に違ひます点は、小切手といひますか、チェックを日本以上に非常に使つておられますので、その点だといふ日本と事情が違ひるのはなからうかといふ点がまず第一に指摘されると思ひます。

それから第二の紙幣とコインとの割合といひます。そういうものがどういふ姿がいいのかといふことでございまして、なかなかこれは断定的には申し上げかねるのですが、平均値で大体五、六%が、これは金額的なものでございまして、日本の場合大体五、六%が補助貨に当たる。こういうことに

なつております。補助貨がどのくらい比率になるかといふことの前提として、どの範囲のものをコインでまかなうかといふことがもう一つ前に前提になると思ひますが、現在、百円もできるだけコインにしたほうが便利ではなからうかといふことで、百円をコインに切りかえるべく努力いたしておるのでもございまして、何せ御承知のやうに、非常に一円が足りないといふやうな特殊な問題がからんでおられますので、思ひやうに進んでおりました。百円は、行く行くの方向としては、百円はコインにできるだけ切りかえていく。そのほうが皆さん御便宜ではなからうかと思つております。現在の態勢においては大体五、六%。それからいろいろの各国の紙幣とコインとの比率を見ましても大体大同小異な感じを受けております。

○山本伊三郎君 百円の硬貨、あれは百円の通貨力を持つておるのですが、実際にどれくらい価値があるのですか。ただ参考までに常識的に聞いておきたい。

○説明員(龜徳正之君) 百円が三十五、六円という、三十五円くらいの見当でございまして。

○山本伊三郎君 割合に値打があるものですね。私はもつとないものだと思つてゐた。三十五、六円、四割近く値打がある。それは紙幣の場合は問題にならぬですね。あれはどのくらい印刷費がかかりますか。

○説明員(龜徳正之君) 百円札が四円六十銭。

○山本伊三郎君 今信用経済ですから、それはたゞのこと違つて聞くのは適当でないのですが、参考までに聞いて

おるわけですね。そうすると、硬貨の場合は火災なんかでちよつと焼けて形が變つておつても、これは日本銀行へ行けばかえてくれるやうですが、紙幣の場合は、あれは焼けて灰になつておつてもかえてくれるのですか。

○説明員(龜徳正之君) 焼けておりましたも、その形が大体百円なり千円といふことがおのずからわかる、それがまた分量がおおむね三分の一程度でございまして両がえいたします。こういうやうな規定になつております。

○山本伊三郎君 そうすると、百円紙幣だといふことの認識ができたらかえてくれる。

○説明員(龜徳正之君) それからもう一つ、三分の一くらい原形をとどめておかなければいけない。

○山本伊三郎君 三分の一、そうすると、百円札を三つに切つて三分の一ずつ持つていたら三百円になる、そういうことはないのであるか。僕の質問、下手かもしれません。

○説明員(龜徳正之君) たゞいま正確を期するためちよつと調べさせていただきます。

○山本伊三郎君 これは何でもないやうだけれども、非常に知りたいと思つてゐる人がうんとあります。こういう機会でないで尋ねられませんか。

○説明員(龜徳正之君) たいへん失礼いたしました。損傷した場合の日本銀行券の引きかえ規程というのがございまして、こういうやうな規定になつております。表裏両面を具備してその三分の二以上を存するものは券面金額の全額と引きかえる、それから五分の二以上を存するものは券面金額の半額をもつて引きかえる、こういうやうに

なつております。先ほどの説明間違つておりました。失礼いたしました。

で不正といいますが、そういうことを聞いておるのです。最近そういう危険はあまりないですか。

○説明員(竹村忠一君) 最近ございません。

○山本伊三郎君 けっこうです。

○委員長(河野謙三君) 本案に対する質疑は、この程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時五十八分開会

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

午前中に引き続き、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

政府側から出席の方は、平井主計局長、給与課長、稲益関税局長、説明員として亀徳理財局長、事務課長、竹村造幣局長、柿沼文書課長、大村主計局長、事務課長、白石国税庁次長の方でございします。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○山本伊三郎君 造幣局をひとつ続けますが、この造幣局管理部を設置されるのですが、これは管理部というものは、今までどこに属していたのですか。

○説明員(竹村忠一君) 作業管理部はこれは新設でございます。

○山本伊三郎君 新設ですが、大体その趣旨を説明されるのですが、まあ大蔵省はいつも局部の設置についてはある程度厳格にやっておられるのですが、管理部というのは、まあ昇格というか、新設の必要がありますか。

従来の機構を申し上げますと、作業部という技術関係の部がございまして、その中で大阪の本局、東京、広島、の両支局の工場の実務的な事務、これを所管することになっておったわけでございします。最近補助貨幣の需要が急激に増して参りました関係上、私どものほうでは三カ年計画をもちまして機構の拡充整備をはかっているわけでございします。さような面からいたしまして、三局の三つの工場の実務的な作業を統括いたしまして、より能率のいい作業をする、より能率のいい施設の改善作業、さような面に力を注がなければならなくなったわけでございします。したがって、そのために作業管理部というものを新設いたしました。そうして大阪本局におきまして製造関係の事は製造部ということにいたしまして、管理機構と実際の製造をする作業、これを画然と分けた次第でございします。

○山本伊三郎君 そうすると、作業管理部というのは、部長は技術屋ですか、そうでなしに普通の文官というのか、一般職ということですか。

○説明員(竹村忠一君) お答え申し上げます。作業管理部部長は当然技術官出身の方でございします。

○山本伊三郎君 調べるとわかるのですが、これは公務員の等級からいくと何等級に相当する人が当たるのですか、部長は。

○説明員(竹村忠一君) お答え申し上げます。行(付)の二等級でございします。

○山本伊三郎君 行(付)の二等級というのと、一般省庁関係では局長級というのとですか。

部長または局長ということになっております。○山本伊三郎君 割合に優遇されておられますね。そうすると、造幣局長は何等級ですか、一等級ですか。

○説明員(竹村忠一君) 制度の上では一等級ということになっておるわけですが、ただ、具体的な人事の面では二等級になる場合がございします。

○山本伊三郎君 どうも、これは一等級でなくちやいかぬですね。大蔵大臣何しているか知らぬが、造幣局長という、こういう作業部局だけれども、これは日本に一つしかない、こういう局ですからね。そうですか、一等もしくは二等ですか、わかりました。

それ、変なことを聞きますがね、これはあなたのほうの管轄じゃないと思うのですが、大蔵省の関係ですが、最近千円の製造紙幣がいろいろ新聞紙上やかましくいっておるのですが、あれは、新聞の発表だけにわれわれ依存しておるのですが、ちよつとしろとうでは判別がつかぬ、ほとんど発見されたのは日本銀行であるというのですが、大蔵省はそういう点はあまり関係しないのですか、その点ちよつと……

○説明員(亀徳正之君) 理財局で関係いたしましたのは、通貨の、たとえば千円札の模様をええととかいうことでございまして、偽造紙幣の犯罪の捜索その他はやはり一応警察当局の仕事になっております。しかしながら、同時にこういつた偽造紙幣がいろいろ世にははんらんするということについては重大な関心を払い、いろいろ警察当局にも御依頼しておるのでございします。ただ、これの犯人の捜索その他は

もつぱら警察当局のひたすらお力にお願いしなければいかぬということで、警察当局としても非常に努力しておられるということで、一そう今後犯人の捜索が一日も早くうまく達成できるということを希望している次第であります。

○山本伊三郎君 僕は幸か不幸かまだもらったことがないのですが、もらっておつても知らぬで次へ移しているかもしれないのですがね、あれはなんですか、相当精巧にやっておるといいます。印刷局あたりでなかなか手をかけてやっておると思うのですが、しろうとでそう簡単にできるものですか、ちよつとこれ参考までに聞かして下さい。

○説明員(亀徳正之君) 私も技術的なこまかい点、ちよつとわかりませんのですが、偽造紙幣を私も日銀から取り寄せまして並べてみたのですが、これが偽造紙幣だということをやはり意識して見ますから、やはり私も——特に千円札の日本銀行の下に赤いしりしりがありますね、あれが非常にぼやんとおる。千円札をお出し願って、これの表のこの赤のところがやはりぼやんとおると鮮明なわけです。これがぼやんとおるとしてあります。それから偽造のほうはわざと古くしております。紙質が必ずしもよくない。それを古いような感じにし、実際の千円札と違ふような感じを出しております。ですから、発見された偽造券はほとんど古いものです。それから番号が、これらだいが新聞に出ました宣伝されたのですが、初めはこの一、二、三、それからまた今度九、八、七とか連続した番号で、ほとんどあり得ない、たとえ

は無理だと思うのですが、どのくらいの推定になりますか、本年度——三十六年度の税収入の総額は、推定は、

○説明員(白石正雄君) ちよつとただいまその推定をいたしておりますので、後ほど推定できましたらお答えいたしたいと思います。

○山本伊三郎君 国税庁では三十七年度の大体納税額の調定額といえますか、そういうものはどれくらいに見込んでおりますか。

○説明員(白石正雄君) 三十七年度の見込みにつきましては、これは国税庁のほうの実績の数字を基礎といたしまして、主税局のほうで見込みを立てて国会に提案いたしておる次第でございます。私どもといたしましては、別個の推定をいたしていない次第でございます。

○山本伊三郎君 僕の質問がちよつと間違つておたのですがね。三十五年、三十六年度におけるこの収入実績は最初の調定見込み額よりだいぶ伸びておるのですが、これは予算委員会でも明らかになっておるのですが、これは国税庁には無理かと思いますが、あななど専門家として国会でいろいろ議論されておるのだが、三十七年度の予算の、今までの、皆さんの経験からいって実績はどのくらいというような判断をしておりますか。

○説明員(白石正雄君) ただいまのお尋ねは三十七年度の実績はどのくらいになると考えておるか、こういうお尋ねでございまして、実は三十七年度はただいま始まらばかりでございまして、私どもまだそういう質問に對しましては、私などは残念ながらお答えの

○山本伊三郎君 なかなか無理だと思
います、それがあなたに専門家です
から——大臣なんかうまく答弁するの
だが、何かの拍子にあなた方がうまく
答弁してくれないのではないかと、思
いが、なかなか言わぬですね。まあい
いで、それじゃ一応国税庁関係は私
はこれで打ち切ります。

次に税関ですね。これは増員四百
人、これは何ですか、今度の関税法の
いろいろ法律が変わった、そういうこ
とから四百人の増という事になった
んですか。

○政府委員(稲益繁君) 定員の増加
は、大体税関業務の——直接原因にな
りますのは貿易量の伸張であります。
これに伴いました税関の業務量が增大
して参りました。そういう関係から、
昨年、昨年、四百名の増員をお願い
いたしましたわけでございます。今回もま
た四百名という事で増員をお願いし
たわけであります、今回の関税定率
法なり暫定措置法なりの改正とは直接
の関係はございません。

○山本伊三郎君 現在税関職員は総員
は幾らになっておるのですか。それが
ちよつと見当たらぬのですか。

○政府委員(稲益繁君) 今回の四百名
を入れますと七千四百六十六名であ
ります。

○山本伊三郎君 貿易の伸張によつて
四百人、これは実は定員法がああいう
形で、各省の設置法の中になされるこ
とで、全体を把握するのは非常にむず
かしくなつてきたんです。各省も、本委
員会に審議を宣された各省設置法で、
相当各省の増員が出ておるのです。私
は増員が悪いとは言つておらないので
す。まあ貿易の伸張によつて四百人増

員ということはおるのですが、今の
国策からいって、貿易の伸張はま
ます伸びなくちゃいけないというこ
とですが、将来どうなんですか。関税職
員は貿易の伸張に従つて伸ばすとい
うことになれば、年々やはり相当の増員
という事がわれわれとしては必要だ
と思うのですが、その点の見込みはど
うなんですか。

○政府委員(稲益繁君) 貿易の伸張に
伴ひまして、直接関係いたしますの
が、次のような面、たとえば外国貿易
船の入出国が増大した、また、税関に
出ます輸出入の申告件数が増大した、
あるいは保税地域が増大した、こ
ういった面に主として人員との関係が、
つながりが非常に深い面が出て参るわ
けでございます。一応私どもといたし
ましては、従来のようなやり方を、仕
事の内容でございまして、続けて参り
ますと、どうしてもやはりそういう
ように増大していく限りは、ある程度
の人員の増加ということはお、願ひし
なければならぬまいかと、かように実
は、基本的には考えております。ただ問題
は、そういう扱い件数の増加なり、
事務量の増加、これをそのまま人員増
加で処理していくということになりま
すと、必ずしもいろいろな総合的な観
点から適切でない面も出て参るかと
思います。したがって私どもとい
うたしましては、事務をいかに能率よく
やつて参るか、ほんとうに重点的に必
要な面に必要の人員を配置いたしまし
て、できるだけ何と申しますか、能率
のよい仕事、簡素化された姿でやれる
限りの仕事のやり方を工夫して参りた
い、かような考えでいろいろな事務改善
の面につきましても、昨年来検討を進

めておりまして、一部におきまして
は、今年度に至りまして実施をいたし
ております。今後といえどもそういう
た立場からいろいろな改善措置を考へて
参りたい、また実施して参りたいと考
えております。

○山本伊三郎君 この問題について
は、また大臣にお尋ねしたい問題が総
括的にはあるのですが、関税当局にお
尋ねしておきたいのは、この機会に、
密輸入、輸出の関係は、漸次年度別に
いつて減少しているか、あるいは増加
しているか、この点を参考までに。

○政府委員(稲益繁君) 数字で……
○山本伊三郎君 数字で、大体概括の
やつでございまして、三十五年くらい
から——五年、六年、現在と大体わか
りますか。

○政府委員(稲益繁君) 件数で申し上
げますと、いわゆる密輸入であります
が、私どものほうでわかりますのは、
こちらで検挙した数字になるわけでご
ざいます。

検挙件数で申し上げますと、昭和三
十五年で二千七百三十九件。
○山本伊三郎君 金額は。
○政府委員(稲益繁君) 金額で申し上
げますと、二億一千五百九十三万一千
円、ちよつと統計が——三十六年度
は、今ちよつと数字を持ち合わせてお
りませんが、一月から十一月までの合
計で件数が千三百七十四件、金額で二
億一千七百八十三万七千円、かような
数字でございます。

○山本伊三郎君 三十五年は、これは
一月から十二月、年度でなしに三十五
年の数字ですね。
○政府委員(稲益繁君) 暦年です。
○山本伊三郎君 暦年でですね。そうす

ると、三十六年は、一カ月だけ漏れて
いるということですね。これで見ます
と、十二月で、正月を控えて、うんと
密輸がふえたかどうか知らないが、件
数からいうと、半分くらいに減つてい
ますがね。金額からいうと、ちよつと
ふえているのですが、これはどうい
うわけですか。わかりませんか。

○政府委員(稲益繁君) 御指摘のよう
に、件数だけで見ますとかなり減つ
て参っておりますが、これは必ずしも
件数だけで、私ども実は非常に小さ
な、ささいな密輸事犯に非常な労力を
つぐという事は、私どもの方針とし
てはできるだけ避けまして、大口の密
輸を検挙するという事は、これは
常々私ども現場のほうにも申してお
るわけであります。これが今年度そうい
うあれになったということも必ずしも
申せないと申します。たとえば三十
四年度で申し上げますと、件数が二
千五百二十二件で、金額が二億二千
二百万、大体横ばいしないしは、若干場合
によりまして金額の大きいものが検挙
されますと、その年については密輸
の金額は上がるという事はございま
る、かように考えております。

○山本伊三郎君 最近航空路の発達
で、今まで船の密輸が多いと言われた
のですが、航空路を利用して、かさの
低い高価なものの密輸入が相当あると
いうのですが、まあ時間の関係でみん
なはいかぬますが非常に問題になつ
ている麻薬の輸入ですね、これが一番
国民に影響あるのですが、そういう状
況は年々やはり取り締まりを強化して
いるので、少なくなつていくように聞
いているのですが、そういう点はどう

ですか。その二つです。
○政府委員(稲益繁君) 密輸入の最近
の傾向を一般的に申し上げますと、
何と申しますか、終戦後のいわゆる緋
維、食糧といったようなものの密輸の
時代からぐつと変わつて参りまして、
時計でありますとか宝石、そういうた
貴金屬関係が非常にふえて参つてお
るわけでありまして、それからいまい
は、御指摘の麻薬であります、これ
は実は非常に検挙のむずかしい物件な
んでございまして、御承知のように、警
察、海上保安本部あるいは特に厚生省
の麻薬取締官、こういった方面と、私
ども税関としましていろいろ情報の
交換なり密接な連絡はとつておるの
であります、比較的検挙の件数として
は、数字から見ましても少ない、かよ
うな気がいたしております。非常に物
資の性質、密輸の形態、そういったも
のが検挙に当たりやすいものにとりま
して非常にむずかしい案件であるとい
うようなところからきておると思うの
であります。金額的に申し上げますと、
三十三年度に二百八十六万四千程度であ
りましたものが、三十四年には四百二
十九万四千、三十五年四百九万四千と、若
干金額的に見ましても検挙の件数が増
加はいたして参つております。ただほ
んどの麻薬の密輸入がどういにかよ
うなものではあるまいかという事は推
測いたしております。それから貴金屬
関係であります、これも大体相当増
加いたしておりますが、年によつてか
なり金額的に見ますと変動がありま
して、たとえば昭和三十三年でありま
すと、二千七十四万四千、かなり大きな

金額に上っておりますが、その後の三十四年、三十五年におきましては二百八十三万、四百八十一万、かなり金額が減少しております。ただ昭和三十六年では、新しい資料によりまして三千百万円、まあこれもかなり金額的に見まして増加して参っております。かように考えております。

○山本伊三郎君 もう一点だけちょっと聞いておきますが、密輸入だけ見まして、総額を見て、われわれまあこれは多くあつてはいかぬのですが、感じからすると年間通じて二億余りというとならないように思うのですが、これらの価格評価は普通の商業ベースによる評価でやつておられるのですか。

○政府委員(稲益繁君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 僕らいろいろ新聞なんか見てみると、年間相当大きい密輸入があると思うのですが、金額にしてみると二億程度というところ、これはいいことではないのですが、相当考えるよりも少ないのですが、実際はもっと多いのではないか、それはうまくのがれていと思うのですが、これは税関のほうでは発見というのは相当困難だとも思うのですが、この点どうですかね、実際税関におられる方々の経験から言つて。

○政府委員(稲益繁君) 御指摘のように、非常にむずかしい実問題でありまして、特に最近、何と申しますか、密輸をする側の方々が非常に巧妙になつて参つております。私どもとしては理想的に申し上げますと、いろいろの、何と申しますか、情報も、そういったものをもっと的確に集めてこれを活用するというをやつ

て参りたいのでありますが、最近では警察方面でも相当密輸事犯につきましては力を注いでくれているような次第であります。できるだけ単独でやりますんで、お互いに協力してやつていくといったような態勢で、いわゆる新聞あたり見ますと、大体警察方面であげますものは非常に目立つかと思ふのでありますが、私どものほうでも必らずそういう場合にできるだけ一緒にそれをやつて参るといふような協調態勢で進んで参つていっているような次第であります。

○山本伊三郎君 これも参考のために、こういう機会でないか、税関局長と話を聞けないのですが、海外旅行しただけで、まあ僕はあまり行つたことはないので、香港とかその他で時計を買つたり宝石を買つたり、こまかいたばこなんか買つてくるのですが、許される範囲というのはいくつの程度ですか。時計一個でいいのか、二個でいいのか。指輪であれば自分のものと、家族三人おればおのおの一個ずつ、合わせて四つぐらいになるのですか。その判定はどうされるのですか。これは実際問題としていろいろ聞くのですが、密輸入という限界が一体どの程度を判定されているのか。現場におられる方は、一番よく知つておられると思うのですが、それは税関局長どうのことですか。参考までに聞いておきたい。

○政府委員(稲益繁君) 法律的に申し上げますと、関税定率法の十四条であります。〔無条件免税〕という項があるわけなんです。その第七号で「本邦に住所を移転するため以外の目的で」——いわゆる旅行であります

が、——「本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品」——この中で自動車、船舶、航空機、こういったものは除かれております。そういったもののうち「その個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの」と、こういう表現になつておるわけでありまして。したがうして、何と申しますか、一般的には、まあこれを御指摘の時計の場合に何個までというふうなことはなかなかはっきりきめることはむずかしいわけなんです。今のような条件に合つておるかどうか、滞在期間なり、あるいはその職業なり、そういったもの、いろいろ勘案いたしまして、この程度は免税で、旅行者のいわゆる個人の使用に供するものでありますから、非常に狭義に解釈いたしますと、旅行に必要であつたようなものというふうなことになるわけでありまして。そういういたしますと、みやげ品は一切いけませんというふうなことになる参るわけなんです。そこらの点はまあある程度常識的に、旅行というもののある程度随伴する、そういうもののまでは場合によつて税関で認定してもいいのじゃないか、ただこれが税関がたふさん、たふさんと申しますか、全国で八つ今あるわけなんです。全

国で八つ今あるわけなんです。全

が、あまりまちまちに扱いになりまして困りますので、一応私どもとして、こういう場合にはこういふものをこの程度くらいはこういふものをおおむねの基準は作つております。できるだけまあまちまちにならないよう

にという意味で、私どものほうで統一的な一応の解釈、基準といったようなものは示すようにいたしております。何個までというふうなことをあまり一般に公にいたしますと、それまでは当然の権利だというふうになつても困りますので、この点の扱い、実は非常に苦慮しておるようなわけでありま

す。

○山本伊三郎君 もう大臣もお見えになると思ふのですが、大体一応の実情はわかりました。私の質問はこれで一応は終わります。

○鶴岡哲夫君 順序もございますけれども、先に今回の定員化の問題につきまして大蔵省のほうで考へておられるところがあるようでありますので、その問題についてまず伺いたいと思つてお

ります。

というふうなものによつて処理したらどうか、こういうふうな話が大蔵省のほうから出ていふというふうな聞いておるわけなんです。そこでその経緯でございまして、どういふところでございような話があつて、行政管理局もそれを承諾をし、あるいはそれに賛意を表し、あるいはこういう職員をばいかかえておられますところの建設省なりあるいは北海道開発庁なり運輸省なりあるいは農林省というふうなところが承諾をしたような形になつておるのか、そこら辺の経緯を伺いたいわけ

です。

○説明員(大村雄雄君) お答え申し上げます。定員の問題につきましては、もう前からの経緯は、御承知のとおりでございまして、従来定員規制を非常に強くやつておりました関係もございまして、各省職員の中に定員外職員というものが非常に多く発生しているわけでございます。昨年三十六年度予算、三十七年度を通じまして、もうすでに八万人、それ以前と合わせますと、すでに約十一万という多くの人が定員化になつてい

ます。申すまでもなく、パーキンソンの法則でも言われておりますように、ほうほうと申しますと、定員というものは増大して参ります。私ども財政をあくまで守つて参ります。私からいたしますと、できるだけ事務を簡素化していただいて、能率をあげていただいでございまして、定員の増大を防ぐようにしたい、そういう見地から定員というものの規制を行政管理局初め各省にお願ひしているわけでございまして、今回定員化するにあたりまして、行政管理局で実態調査の際、各省で定員外で常勤労働者の給与とか、

問題として残された、そういうことで
をやっている人たちがまた雇用されて
ね、それをどういうふうにかえられて
うに思うわけなんです。というのは、
上、これは賃金支弁でありまして、
あるいはいわゆる常勤労働者でございま

しても、これは国定公務員ということ
に一応なっております。なっております
すが、その場合に、私どもいろいろ聞
いておる中で御不満が強いといいたす
のは、賃金で支弁されておる方は一応
形式上日々雇いでございますから、実
は形式上日々雇いでありながら定員職
員と同じような雇用形態がなされてお
る、そこいらの点に相当問題があるわ
けでございます。まあ常勤労働者とい
うのも、これは形式上二カ月雇用でご
ざいます、これは身分に不安定があ
るといえるわけでございます。そ
こらの点と仕事の定員化とがからみ合
まして、いわゆる定員化という問題が
出てきたわけでございます。その場合
に福利厚生業務につきましては、そこ
で線を引いたいたしましたのは、先
ほどから申し上げておりますように、
どこまでを定員職員として考えてい
くべきか、私ども、もちろん財政をあず
かる立場でございますので、できるだ
けそこらの点は抑制的な立場でござい
ますけれども、そういう点から考えま
して、福利厚生業務まで定員職員とし
ていいかどうか非常に問題があるわけ
でございます。そこへいわゆる常勤
労働者なり賃金支弁の非常勤職員とい
う身分と、不安定な身分でもって御不
満があるとすれば、むしろそういう業
務を担当しておる共済組合においてそ
の業務に即応した安定した身分の雇用
形態ということが考えられないかどう
か、そういうのが一つの判断のポイント
であったわけでございます。

むしろそれを利用する職員にとって不
利益になるのではないかと御質問
であつたかと思つてございしますが、
その点は一応そういう点も考慮するわ
けでございます。逆にまた、いろいろ
な福利厚生業務が各現場で行なわれ
ているわけでございますが、そういう
業務におきまして、できるだけ職員の
便宜をはかつて、市中一般の民間でや
られてゐるものを利用するよりか安い
利用料金でもってやって、利用してい
ただくというのは、もちろん共済組合
の制度の一つのねらいであるわけでご
ざいます。したがって、共済組合
法におきまして、施設その他を無償
で官のものを利用できるようにしてあ
るわけでございしますけれども、その場
合に、職員まで全部まるがかえり税金
でもってやるべきかどうかという点
も、一つはやはり私どもとして検討を
要する点かと思つてございします。ま
あこういういろいろな点から、共済組
合方式に切りかえるべきかどうか、こ
れが一つの研究課題になつてゐるわけ
でございます。それと現状でいいの
かどうか、そういういろいろな点か
ら、今後この問題は検討して参りた
い、かように考えてゐるわけござい
ます。

○鶴岡哲夫君 私は具体的問題点を
指摘をいたしましてお考えを伺つてい
るわけですが、従来所掌事務を遂行す
るために、恒常的に置く必要があると
いうことで公務として取り扱つてお
る。それが今回の考え方ではいきま
公務でないという認定になつてくる。
それから従来国家公務員であるとい
ふにあられた者が、今回の処置でいき
ますと国家公務員でなくなるというこ
とになるといふこと、それからさら
に、問題は、同じような職種の者、厚
生福利関係というふうな総括いたしま
すならば、同じような職種にある者
が、昨年相当に定員化されておる、一
昨年も定員化されておる。だから、同
じ仕事をしておつて、同じ職種の者
が、一方は公務員に入つておる、一方
は公務員でなくなるといふことになる
んじゃないか。それは法の前に平等と
いう建前からいって、どうなんだとい
うことと、それからもう一つ私が最後
に伺つたのは、今これは現場で、大
蔵省なり文部省に福利厚生施設を持
つておられるのと違ふと思つた。や
はり人里離れた所で仕事をやつてい
るわけですから、かりにそういう所で、
たとえばたまり場がある。そのたまり
場が、あるいは移転をしなければなら
ぬ、つまり移動していくたまり場にな
るわけですが、そういうような所に寮
みたいなものがある。それが今回共済
組合の経営になりますと、それはいま
であるいはただそこに住んでおれた
かもしれない、そういう人たちが相当
な金額を払つてそこに住んだり、ある
いは料金を払つて住まなければなら
ない。そういうことがあるいは福利厚生
の關係に全部出てくるんじゃないかと
いう点を心配してゐるわけなんです。
そこら辺についても十分御検討があつ
て、今公務員である者が納得いくとい
いますか、納得いくように御説明を
用意なさつていないかと思つてあれ
ば、これはまたそれでいいと思いま
す。今後の問題だということならば、
それでいいと思ひますけれども、そう
いうような検討をなさつておられるか
どうかという事です。

○説明員(大村義雄君) 先ほど御答弁
申し上げましたように、現在ある定員
外の福利厚生業務に従事する職員につ
いて今後どうするかという点は、ただ
いま御質問ございました身分は、もち
ろんこれは形式上でございますけれど
も、変更になる、あるいは身分と申し
ますか、国家公務員法の適用があるか
どうかという点でございます。それか
らもちろ、たとえ賃金支弁にせよ、
その人が福利厚生業務をやつてゐる
のは、官でその賃金支弁の人を雇つて
やつてゐる、その雇つてやらして
事業が、あるいは共済組合がやつて
る事業をやつたり、あるいは官が直轄
でやつてゐるものもございします。
したがつて、今やつてゐるのが一律に
全部今後公務であるというわけにも参
らぬと思ひますが、かりに官が直接
やつてゐるもので形式上公務とみなさ
れるものが、共済組合の経営に切りか
えらるると公務でなくなるという場合
もありましよう。それから昨年、一昨
年は定員化されて参つたのに、今回定
員化されてないという御質問がござ
いました。これは多少勘違いなさつて
いらつしやるのではないと思ひます
が、昨年、一昨年も福利厚生關係に従
事してゐる職員につきましては、定員
化は一応対象にしていなかったわけ
でございます。それから人里離れた所
に寮があつて、その寮は、国費で、そ
ういふものは公共施設や何かの場合は
国で建てておられますが、そこに寮の
おぼさんならば共済組合になると、そ
のおぼさんの人件費は各自の利用費に
はね返つてくるのではないかと御
質問、そういう現場の寮を、どうい

ふうに考えていくかという問題と、そ
こに雇つてゐるおぼさんというもの
が、はたして定員として考えなければ
いかぬかどうかという問題があると思
うのですが、そういういろいろな場合を
含めまして、今後の研究問題として処
理して参りたい、こういう考え方でご
ざいます。

○鶴岡哲夫君 私はまあ率直に言いま
して、大蔵省なら大蔵省に床屋さんが
ある。文部省、あるいは農林省に床屋
さんがある、あるいは消費組合があ
る、食堂がある。その場合に、これ
は、床屋さんを定員にしてゐるところ
はないと思ひます。あるいは食堂の関
係を定員にしてゐるところは私はない
と思ひます。思ひますが、そういうも
のと何か類似したようなお感じを持
たれてゐるわけですか。今問題にいた
してゐるわけですが、現場、現業關係
の仕事をしてゐるところ、北海道開発
省の中、北海道建設をやつてゐると
ころ、それから建設省も、直接その現
場で仕事をしてゐるところ、林野庁に
ついて同じです。それから農地局の場
合についても同じです。そういう官庁
の中、あるいは各共済機關の中では、
ごく限られた部分にこういうものがあ
るわけなんです。それ以外にあるもの
は共済組合でやつてゐます。これは
ほんの小さいものですから、本省の場
合の、いろいろな経済なんか、これは
共済組合でやつてゐること、ほぼ類
似したようなお感じを持つて処理さ
れようというふうにかへられたのじや
ないかという私は懸念がしてゐるわけ
なんです。そこで先ほど来私四つくら
いの理由があげまして、問題点があるの

ではないか。——それから今お話の中に福利厚生施設の関係の人たちは、定員内に入っていないというお話ですが、定員内に入っている人がりっぱにあるわけですから私は建設省設置法をここで審議いたします場合に、建設省当局の見解を聞いて見ました。それから行政官庁設置法の審議の場合、北海道開発庁設置法を審議します場合に、北海道開発庁の見解も聞いてみました。建設省の場合これはどうもやはり困る、こういうことなんですね。共済組合方式というもので、最近、現場にいる約六百名前後の人たちを、共済組合方式に切りかえては困る、こういう御意見だったのですね。それから北海道開発庁も現場に対してそれぞれ問い合わせをされている。しかし、私の気持ちとしてはどうもやはり好ましくないと、これは川島行政官庁長官のおられるところでそういう答弁をしておられるわけなんです。そういう意味から推察をいたしました、私はやはり、もっと現状に即した考え方というものがもう必要ではなからうか。

実際現場のそういうところを取り扱っておる省がそういう意見を取り扱っているわけです。これは一番大きいのは北海道開発庁と建設省です。あとは、農地にしまして、あるいは林野等にいたしまして非常に小っちゃいものですが、一番大きいのはこの二つですけれど、それらがいずれもそういう感じを持っておるといふことは、先ほど私が四つの理由をあげたものと一緒にして、ひとつ考えていただきたいといふことなんです。その点についてどういふようなお考えですか。これから検討なさるというお話ですが、一応保留してこれから検討されるということですからして、そういうようなものをひとつぜひ考慮してもらいたいというのが私の希望なんです。どうでしょうかね。

○説明員(大村雄雄君) ただいまの御質問は、私も中央官庁におられる者が、中央官庁でこのようにいう福利厚生業務の職員は各省で雇用されておる実態と、それから、いわゆる公共事業その他の現業官庁が現場でそういう必要に迫られてやっておる実態と、混同しておるんじゃないかという意味の御質問であつたかと思うのでございますが、おっしゃいますとおり、相当これは実態が違つておるわけでございます。いい場合はございまして、むしろそれでは実態に即応しないという場合ももちろんあるかと思つてます。したがって、機械的な解決はこれは相当無理があるだろうと存じます。したがって、実態に即応したやり方でもって、むしろ定員化という狭い範囲よりも、もう少し範囲を広げまして、どういふやり方が実態に即応したやり方になるか、そういう点から、共済組合方式かどうかという点から、この二つにこだわらないで考えて参つたらどうかと、そういうふうな感じがいたしております。

○鶴岡哲夫君 ぜひひとつそういうことで御検討をいただいて、そしてスムーズにこの問題が解決するようにひとつ要望いたしておきたいと思ひます。それから次に、今定員関係の問題で伺つたんですが、今度は大蔵省設置法の中に入りました伺ひたいのであります。建設省の問題につきまして若干伺ひたいと思ひますけれども、建設省の内部組織を改めるというところで、近年非常に補助貨幣の需要の増加が著しく、造幣局の業務量も逐年増加している、そこでこれらに対処しまして、作業管理面の整備改善、したがって、作業管理部というものを設ける、というふうな読み取れるわけでありまして、そこで伺ひたいのは、業務量が逐年増加しているというところで組織を改めるといふだけではないのか。今回、この定員を幾らかでも、窮屈なワケもございまして、けれども、幾らかでもこの事態の解決のためにふやしていくというふうなこともなされておるのかどうか、その点をまず伺ひたいと思ひます。

○説明員(竹村忠一君) お答え申し上げます。私も昭和三十六年度を基といたしまして、昭和三十七年度を基といたしまして、施設の拡充整備、これを三年計画で目下実施中でございます。そして、三年計画が完成いたしましたときには能力が五割アップになるというふうな計画でございます。

定員の問題は、その設備の整備に即応いたしまして、逐次施設が入つて人が必要であれば、これは補充していく、定員増でまかなっていく、かように考えております。したがって、三十七年度におきましては、定員の関係は八十七名の増といふことになっておりました、そのうち十名が先ほどお話のございました定員化の問題、そして実増が七十七名といふことになっておるわけでございます。したがって、私も私どもといたしましては、さように

に人もふえて参ります。また、設備も拡充して参ります。したがって、それに即応いたしまして、作業面を統一的に見渡しまして、どうすれば一番能率の上がる作業ができるか、どうすれば一番能率の上がる施設があるのか、さやうな面を援助したいという意見をもちまして、作業管理部をこしらへたような次第でございます。

○鶴岡哲夫君 すると、機械化をされたり、あるいは設備を拡充されたりして三年計画をおやりになる。その場合に、この定員の関係を承知していかつたものですか、伺ひましたので、七十七名増というふうな伺ひまして承知いたしました。

次に、作業管理部をお作りになるときに、附属機関であります研究所を廃止して技術課を設けるといふこととございまして、この研究所は十名前後、十二、三名の方がいらつしたやうに思ふのですが、これは研究所は廃止するが、技術課の中でそういう研究業務を行なっていくのだ、こういう内容になるのでしょうか。

○説明員(竹村忠一君) 形式的に、研究所を廃止するわけでございますが、今度の改正によりまして作業管理部といふものができまして、その中に技術課、企画課、施設課という三課がございまして、それと、研究官は二名配属いたしておりました、その新設された作業管理部の中で、従来と同じような研究、また、従来と違ひまして、実際の工場の作業と密接に関係した問題も取り上げて研究して参りたい、かやうに考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 従来、この研究所にいてはいろいろあつたやうであります。研究を廃止するといふ。しかし、実際は研究をやるといふことなんです。せっかくあつたものなら廃止しないでよさそうなんです。従来いろいろ言われている点があるとすれば、それを是正するといふことで、研究所をお持ちになつたほうが、これからの造幣局も逐年大きなものになつていきましようが、せつかくあるものを廃止しなくてもよさそうじゃないかという気がするのですけれどもね。いかがでしょう。

○説明員(竹村忠一君) 今度の改正は全体を見渡してみますと、まず作業管理部といふものをこしらへまして、従来作業部をやつておりました現場事務、これを製造部のほうに引き渡すわけなんです。そうしてもつぱら技術面におきまして、どういふやうな機械でどういふやうな作業方式をとつたらいかがかというところを選択するために作業管理部ができたわけでございます。したがって、従来研究所がそれに近い仕事をやっておつたわけでありまして、研究機関にいたしますと、従来実績から見まして、基本的な研究はむしろ力は十分あるわけでございますが、それに力が入り過ぎますために、現場の工場の中で具体的に起こつてくる技術上の問題、さやうな面にとにかく力が十分注がれないやうな気があつたわけでございます。したがって、新設の作業管理部の中で技術官が長になつて、そうして基本的な問題も従来と同じやうにやります。また、工場の中で随時起こつて参ります、先ほど申しま

いろいろなお考えですか。これから検討したんですが、今度は大蔵省設置法で、私どももいたしましたしては、さように、かように考えておる次第でございます。隨時起こって参ります、先ほど申しま

したような実際に当面する問題も技術的な研究をする、かように考えた次第でございます。

○鶴岡哲夫君　よくわかりました。次にその造幣局というのは総合企画というものは要らないわけでございますか。これで見ますと、総務部がそういう役割を果たすのでしょうか。

○説明員(竹村忠一君)　造幣局の毎年の、毎会計年度の作業は大蔵大臣から貨幣製造計画として命令が出るわけでございます。もちろんその製造計画を大臣がお出しになる前に造幣局の能力の問題も考慮願うわけでございますが、一応造幣局の出発は、仕事の出発の面が製造計画から始まるわけでございます。ただ、それを実施いたしました場合におきまして、大阪の造幣局、東京、広島、河支局、さような工場がございますので、各工場にどういう種類の貨幣を製造するかという具体的な計画、割り振りの計画の問題がございます。さような面につきましては、もちろん造幣局といたしまして十分勉強しなければいけない問題でございますし、それを担当いたします部門が作業管理部の中の企画課ということになるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　それじゃ、これで造幣局は終わります。関税局のほうについて伺いたいと思うのですが、この関税局について四百名、第一線の税関職員を増員するというのでありますが、今まで、各省設置法をずっと本年になりましてから審議いたしておりましたが、四百名という、三ケタの数字は初めて出て参りました。確かに税関関係の仕事が貿易関係の増加に伴ってふえ

ている、したがって、四百名の増員をなさるということだと思いますが、何せ四百名という、ぼつぼつの数字が出てくるのですから、四百名という数字が出ておるわけですが、なかなか定員というのはいくらもなくて、こういうふうになりがたいのですけれども、一体関税局としては、三十七年度、今後の仕事の面から、いまして、どの程度の定員が増加したらいいのかという御検討をなすって、これは主計局のほうですか、主計局のほうに御要求になったのか、その結果、行政管理局の関係等もあつて四百名の数字になったかと思ひますが、どの程度の数字を要求なすったのかですね。

○政府委員(稲益繁君)　三十七年度の予算の要求をいたしました際の関税局としての定員の増加要求、これを申し上げますと、要求人員が千九百十四人であつたわけですね。いろいろ直接的に予算に關係がありまして、主計局それから行政管理局方面でいろいろ折衝検討をいたしまして結果四百名ということに実はなつたような次第であります。

○鶴岡哲夫君　これは各省ともこういう計画をたどるわけですが、おそろく関税局とされまして、各税関長に対して、どの程度の人員が必要であるかというふうなことで、各税関から積み上がったてきて、それをさらに関税局のほうで種々御検討なさつて、千九百十四名という数字が出たものだろうと思ひますが、まあ、それにいたしましたも、これが四百名になるということでありまして、千九百十四名増加する、そういう態勢がなければ、仕事の面に

おいてやりにくいというふうな、いろいろの御方針なり、あるいはそういう具体的な考へ方があつたのだらうと思ひますが、それが四百名というふうになりまして、さでどういうふうなことになるのか、千九百十四名というのが四百名ということになりまして、どういふふうなことに一体なるのかという私どもとしては気がするのですが、従来から税関では非常に五時以降の超過勤務というものが多くに聞いております。私も地方に参りますと、たまたに税関にお伺いすることがあります。それから出張所ですか、そういうところにお伺いすることがあります。なかなかやはりたいへん五時以降の仕事というものも多いようですね。超過勤務手当にいたしましても、月に三十時間から四十時間ほどの予算が計上されておるに承知いたしております。が、その意味から言ひまして、千九百十四名が四百名になつて、一体どうなのかという点の局長のひとつお考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(稲益繁君)　千九百十四名という定員増加を、予算要求の際にいたしましたときには、これは例年のこととあります。私どもとしては理想とまでは申しませんが、十分ひとつ責任をもつて与えられた仕事を全うするに申します。か、やつて参るといふ、そういう考へ方から実は定員の算定をいたしましたようなわけでありまして、そういたしましたように、たとえば先ほど御説明いたしましたように、大きな税関のこの仕事と人員とのつながりで、一番大きな何と申しますか、仕事の面、これを考えますと、一つはいわゆる外国貿易船、これが港に入出港するわ

けです。これに對します監視、取り締まり並びに通関業務、そういう方面の仕事がふえて参つておるわけであり

ます。それから、いま一点は、輸出入の申告書という姿で出て参ります。いわゆる税関で申しますと、業務監査系統の仕事、この方面が御承知のように、貿易量が增大いたして参りまして申告件数も逐年増加している。この關係でどうしても従来のようなやり方をいたしますと、これを完全にこなすには、定員増加が必要になつて参る。いま一点は、最近の貿易の伸張に伴ないまして、いわゆる保税工場、保税倉庫、保税上屋というふうな保税地域の申請が非常に多いわけでありまして、物の性質から申しますと、私ども当然こういふことはできるだけ認めて参りたい。まあ貿易政策と申しますか、そういう観点から考えます限り、できるだけこれを承認して参りたいと考へるわけでありまして、何分地域的に非常に散在する遠隔の地にそういう申請が出て参るわけでありまして、そういたしますと、この監視取り締まりのために特派官吏を増加しなければならぬ、そういう一面を、すべて

のそういう業務の増加というものを勘案いたしまして、これをこなしていくにはどの程度の人員が必要であるのか。その際に、たとえて申しますと、先ほど申し上げましたような外国貿易船が入出港するといふと、通常はこれに、理想といたしましては一人一人の乗船官吏を配置したい、これが私どもの理想であります。監視取り締まりを十分に徹底し、通関業務を円滑にやるというため

には、一船に一人ぐらいの乗船官吏を配置したい、かような考へて実は定員増加を要求いたしましたわけであり

ます。現状を申し上げますと、大体一人の乗船官吏が入出港船の三ばかりいし四ばかり、この程度のものをいふゆる何と申しますか、検船いたしておるわけでありまして、一人でその程度のものを負担いたしております。これでは徹底を欠きますので、できるだけこれをひとつ一船一人というところまで持つていきたいというふうなことで人員の増加をお願いいたしたわけであり

ます。が、今回認められたところによりまして、これをまあ一人で二はい、この程度までは、何と申しますか、検船率を下げるということが可能であらう、かように考へております。

それからなお、やはり保税地域であります。か、こういふことも、現に昨年七月当初の予算要求の際に、すでに三百件をこすような保税地域の認可申請がたまっておつたわけでありまして、これも大体一人の特派官吏が四地域程度の対象として受け持ておるわけでありまして、できるだけこれを私どもとして二地域程度に縮めたいという考へがあつたのであります。今回の増員によりまして、少なくとも新しくいふゆる申請が出ております保税地域を承認をして人員を配置する、これだけのことは最低額やつて参りたいというところで、今回私どもも四百名の中にそういう人員がふつて参つておる、かような事情であります。したが、私どもの当初の要求は一つの私どもの抱いておるべきところの理想的な仕事のやり方、これに必要な定員である

いうことでありまして、認められましては、定員によりまして、私どものあるいは若干理想とする仕事、これには支障があるというところは言えるわけでありまして、反面先ほど申し上げましたように、いろいろ事務の面で簡素化の工夫もいたしております。そういった面から、ある程度の人員の何と申しますか、要求どおりに参らなかつた点はカバーできるという点を考えまして、大体四百名の人員で今後の仕事については一応支障なくやっております、かような一応の自信を持っておりますわけでございます。

○國務大臣（河野謙三君） これで終わりますが、確かにこれからは、こういうような貿易というのには非常に重要な仕事の関係もありまして、人員の配置につきまして種々御努力なさっておられるわけですし、それからそのほかの勤務条件等につきましても、私どもが拝見する限りにおきましては、他省との関係でもまずまず……悪いところ、ひどいところもありませんけれども、まずまずというところで、まあ千九百十四名という理想というところまではいかないにいたしても、まずこの程度の必要な者が四百名になったということ、そういう関係から、種々勤務条件等にも問題もあるかと思ひますので、今後さらにひとつ御努力を要望いたしまして、終わりたいと思ひます。

○委員（河野謙三君） ちょっと速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

○委員（河野謙三君） 速記をとめて。

問題について。実はいろいろ問題があるのですが、先ほどいろいろお尋ねなして、大蔵の政府委員の方にお尋ねしたので、これはたいして大きな問題でもないのですが、先ほど理財局に証券部を設置する問題で聞いた中で、預金の金利の問題ですね、公定歩合がいろいろ変化を来まして、公定歩合が、いろいろ今の金融引き締めその他の関係から、これは大臣に聞いてくれとはおっしゃらなかったのですが、聞いておいた方がいいと思うのですが、預金金利を引き上げるといふ、いろいろそういううわさもあるのですが、大蔵省としてはどういふお考えですか。

○國務大臣（水田三喜男君） いわゆる景気調整策といううなもの、いろいろな形で政府はとっておりますが、今の段階においては、預金金利を引き上げるといふ措置を、調整策からいふと、ということとは私どもは考えておりません。

○山本伊三郎君 これはとかくの浮評ですが、金融引き締めで、いろいろ銀行といふんです、そういう、やみ金融のことは申しませんが、いろいろ預金の勧誘とか聞いていっているのですが、むしろそういう弊害を除去するために、はっきりとそういう措置をとるといふことは、先ほど大臣が、高度経済成長、いろいろの抑制といふんです、調整に対して支障があるように思ひます、むしろそのほうがはっきりしているのではないかと思ひますが、その考え方は誤りですか金利を上げることをはっきりしたほうが……。

○國務大臣（水田三喜男君） 経済を調整するために、金利の持っている機能を發揮させるという意味において、特

に内需を抑制しようといううなためには、金利を上げるのがほんとうのやり方でございますが、そのときには、問題は貸出金利の問題でございまして、貸出金利は、経済の情勢によつて上げたり下げたりしたいと思つております。現に実勢金利も高くなつておりますし、公定歩合も引き上げて、それに伴つた金利の引き上げをやつておりますが、預金金利の問題はこういう金融のもとにおいて資金不足を補うために金利を引き上げてほしいという要望が金融界からございまして、これと直接にこれを関連させなくても私はいい問題だと思つております。と申しますのは、よく私も言うことと申しますのは、私も、金利水準の国際水準へのさや寄せということは、どうしてこれは長期的な観点に立つてやらなければならぬ政策でございまして、昨年そういう方針で一応日本の金利水準を下げるというのをいたしました。が、金利水準を下げるというためには、何としても日本の預金金利を引き下げるといふことをしなければならぬでございます。蓄積の少なかつた日本としましては、従来金利でつた蓄積策をとつた。これがやはり日本の高金利の、金融コストの高い原因でございまして、蓄積を促進する方法は他にいろいろございまして、たとえば税制の問題にしろ、そのほかの国民運動といううなものを通じて、蓄積促進はどうしても必要でございまして、これを再び金利でつたという蓄積方法というものは、長い目で将来の日本の経済を見た場合、特に長いと申しまして、すぐに自由化の問題を控えておるときでございますから、私はそういうもの

と関連して、金利水準に関連する問題は、これはある程度政策的にも十分そういう配慮をする。そうして、現実の経済に対応するための金利の上げ下げというものは、弾力的に運用するといふことをやはりすべきではないかと考えています。と同時に、現実問題としてしましても、金利というものは、預金金利をかりに引き上げるといふようなことをします場合には、一応均衡をとつた各部門の金利といふことを考えなければならぬ。金利の体系をくずした金利の引き上げといふことをやることはこれはまた混乱を起すことと申しますので、やるとすれば、この前預金金利の引き下げをやつたときのように全体の均衡をとつてやらなければならぬ。そういうことになりまして、さしあたり郵便貯金が問題になると思ひますが、これは国会の議決を経なければ、法律の形でなければやれないという問題を持っておりますし、これ一つを除いた金利の動かし方といふものは実際問題としてはできませんので、そういう一連のことを考えますといふと、この際預金金利の引き上げという措置を私はできるだけとらないで済ませるといふ方針をとるべきじゃないか、こういう考えで、今のところはこの問題に触れないつもりでいるわけでありまして。

○山本伊三郎君 低金利政策は、これは私に思ひます。わが党も、金利に対してはまた一つの方針があるのですが、しかし、今の現状からいいますと、どうも貸出金利と預金金利とがそぐわないのじゃないかという気持もするのです。それと、こういう考え方がどうかという問題ですが、今何とい

いますか、内需節約と申しますか、いろいろ不用な購買を抑えるということ、今日の経済調整策としてもいいのじゃないかといふことを言われているのですが、そういう意味からも、資金の吸収といふことから、若干上げたから効果があるかどうかは別といたしまして、そういう意味からも考えられるのじゃないかという気持もするのですが、しつこいですが、もう一問、それだけお尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣（水田三喜男君） やはり国民の消費を調整するといふためには、国民の余剰を貯蓄に振り向けさせるということも、間接な一つの有望な手段でございまして、そういう意味において、貯蓄増進といふことは政府の施策としてはぜひともこの際やらなければならぬことだと思つていますが、今申しましたように、長い間貯蓄といふものは預金金利が相対的に低いものだといふ、金利でつた促進策を講じておいて、それにならされていゝのが今までの国民でございまして、今度二十五年度に初めて預金金利というものを下げるといふ仕事を私どもがしましたので、その直後は、若干貯蓄低下という現象は見られたのでございまして、郵便貯金を見てもそういう傾向がございまして、少し間をおきますといふと、日本の預金金利の水準はこの程度だといふことになる。なつてきますといふと新しい蓄積が始まりまして、年末ごろからは貯蓄というものは、郵便貯金を中心にして順調に今いって、上がつてくるということになりまして、せつかくここまできたものをまた逆転してそういう

○山本伊三郎君 それでは、せっかく大臣がお越しですから、ひとつ重要な

整するために、金利の持っている機能

を發揮させるという意味において、特

すぐに自由化の問題を控えておるとき

でございまして、私はそういうもの

方向へ戻るといふことも、私は将来の上から見て考えものじゃないか。現に外国では、預金というものはもう利

子がつかないというのを思い込むくらいに、イギリスでも何でもそうい

ふうになつてゐるときでございませう。預金に對する高金利というもので

蓄積奨励という策は、私どもはあまり感心しないという考えでございませう。

○山本伊三郎君 これをやめようと思つたのですが、実は今イギリスあたりの預金金利はもう全然ないというよ

うな話ですが、そうなのとは言われな

いですが、私、あなたのほうの銀行局で聞くと、アメリカは非常に金利は安

いが、イギリス、西独——イギリスはまた金融引き締めとの関係もあつて、

二、三年前からちよつと上がつてゐるようですが、比較すると、アメリカは非常に低金利であることは、これはも

うわかつてゐるのですが、そのほかの国はそう低くないと思つたのですが、きようは銀行局の方おられますか。それじやあなたからひとつ御説明下さ

い。

○説明員(佐竹浩君) イギリスにおきましては、御承知のように、昨年公定歩合の大幅引き上げがございましたそ

のときに、一般的に市中の金利も上げられたわけでございますが、その後、

国際収支の改善とともに、本年の三月になりまして、公定歩合を再び引き下

げをやりまして、現在では公定歩合は五分でございます。それに對照しまし

て、預金金利でございますが、定期預金は、これはもう各国とも金利がちゃ

んとつてゐるわけでございます。イギリスは、その点、比較的低い三分五厘という金利でございませう。現在、

日本の一年定期は五分五厘でございませう。六カ月定期でも五分でござい

ます。それに比しますと、三分五厘といふのは相当低い水準かと思ひます。

○山本伊三郎君 時間がないからこれ

で実はいろいろ言ひたいこともあるの

だが、まあここであまり言つと、また他のほうで言ひたい材料もわかりま

すから、この程度できようはしてございませう。それで本論に入ります。

せつかつのときですから大臣にお伺いしておきたいのですが、きようも、

実は大蔵省設置法の中では、相当いろ

いろと定員の増加が出されてゐるの

です。まだ私もはつきり各省の本年度における定員増のすべてを、数を

正確に把握しておりません。しかし、各省の出できたものを見ると、相当膨

大な数字が出てきてゐると思つたので

す。それについては、大蔵省所管でないから私は論じないのですが、最近、

国家関係機関、これは各省あるいは裁判所とか検察庁、国会もその中に入る

のですが、非常に優秀な人材を官公庁に迎えるというのがむずかしくなつて

きた。特に技術関係は非常にむずかしくなつてきておることは、御存じのと

おりなす。それは何も給与が悪いのかからというそれだけの要素では私はな

いと思つてゐるが、非常に各省でも問題になつておるんです。そこで、いつ

も私は各省へ質問すると、財源がとれ

ないんだとか、大蔵省が全部罪をか

ぶつておるようです。お金の毒なこと

だと思つてゐるが、そこで大蔵大臣に

聞くんですが、今後公務員の優秀な人

材をとるためには相当思い切つた給与

の改善というものが私は必要でなかつ

うかと思つてゐる。画一的にそういう

ことは言えないと思ひますが、これは

大蔵省の管轄でない、やはりすべて

予算に影響してくるので、やはり大蔵

省で、最後はそれについては裁定を下

されらと思つてゐるが、その点につい

て大蔵大臣ということではなくして、主

要なる今の池田内閣の閣僚の一員とし

てそういうことは閣議でも議論をされ

ないかどうか。この点ひとつ大臣の率

直な意見を——私は追及するとかさう

いう意味じやなしに、もうすでに国会

末に近づいておるんですが、予算案も

通つてしまつておるから、今云々とい

うわけじやないが、その点率直な御意

見を聞かしていただきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 各省が優

秀な人材がとれないという傾向の出

きたことは事実でございまいまして、

これは各省間でもいろいろ問題になつ

ております。この公務員の給与、結局

民間給与とのつり合ひをとつてきて

おるのではありませんか、全体としての

給与と制度ということになるとさう矛盾

はないと思つておりますが、問題はやは

り初任給だろと思ひます。ことに

技術家においては、各社が優秀な技術

家をとりたいために初任給において相

当の優遇をするという方法をとつてお

りますので、これに對抗する初任給制

度が適當なものでございませうが、非

常にも望ましいと思つておられますが、

これがまた給与制度全体の問題かと

見まして、そこに特別の細工をする

というのとはなかなかむずかしいござ

いますので、この一年前の改定するとき

においてさういう初任給についての相

当の考慮もいたしましたし、また、採

用についても、従来の採用のほかに

もう一つ特別の程度の高い試験による

採用というものを加へまして、そこを優

遇するといふような形によつて優秀な

人を初任給においても相当優遇して採

用できるような制度もたしか昨年、一

昨年だつたと思ひますが、そのときか

らさういふ制度をとつておる。いろい

ろな工夫をこらしてゐるところです

が、率直に言つて、いい人材をとるた

めの初任給中心にする制度、今の制度

については考えなかりやならぬいろ

ろな問題があるかと私は考えておりま

す。

○山本伊三郎君 きようは具体的の例

を示してどうこうしてくれということ

を私は言いたくもないし、もうこの国

会では言わねと思つておるんですが、

しかし、私はいろいろと案ずるに、や

はり一番国民から公務員の給与に對し

ていわれる問題が出されると思つて

います。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

す。非常に公務員の立場から見ると

待遇改善というようなもの、特に初任給を中心とするそういう問題の解決も私は十分で得るのじゃないかというふうにも考えますので、こういう点も考慮した仕事を今度の行政調査会のやり検討に待つというふうな形での調査会においてもこういうものとの関連における十分な調査を私どももやって参りたいと思っておりますが、こういう機構との関連において合理的に解決される給与面というものも相当あるうと思ひますので、やはりあの調査会の活用ということとあわせて私どもは考えたいと思っております。

○山本伊三郎君 実際昔の公務員、官吏と言つた当時です、その当時は、私はこうした人々の気持というのがよくわかるんですが、その当時は必ずしも民間よりもよかつたとは私は言へないと思ひますが、民間一流会社と比較するとやはり若干下回つておつたんですが、その当時の官吏、公吏とはだいぶ性格が違うと思ふんです。これはあながちいいことではないんですが、その当時の官吏の職務というものはきつめて権力の座に乗つてやつておつたから今のようないいことではないと思ふんです。国会の事情を見てもわかつておると思う。昔の国会で政府委員の人が来てそんな苦勞してやるといふことは昔はなかつた。大臣の方で終わればそれでさつと行つたんですが、今では国会のある間というものは全く苦勞しておると思ふんです。そういうことから、また一般地方に行きましても、今までだったらいいことではないが、ある程度役所といへば一般民間の人々は、隸属ということはいかぬけれども、協力態勢がきつめて強かつ

たという表現をしております。逆に言つて、民間の人々は、権力、法律によつてやられておつた時分ですが、現在は全く逆ですね。特に他方自治団体、公共団体の窓口なんかへ行くと銀行へ行つた窓口よりも苦情が多いというよりな状態ですから、この点はひとつ十分考えなければ、私は将来問題がこういうところから私は起つてくるんじゃないかと思ふ。それで、平穩なときにはそういう人々はしんぼうしましうけれども、何かあるときにやはりそういうものが爆発をして、不満というものが爆発をする、これが一つの大きい私は問題があると思ひますので、この点は十分ひとつ御注意を願ひたいと思ひます。

それから、いよいよ今度は問題の本論の本論に入ります。暫定手当。これも今の話から一環の関連性があるのですが、大蔵大臣は、今度のこの大蔵省設置法のやつを早く通してもらいたいという切なる希望があることも私はわかる。これは一つの省庁の長として当然ですが、それならひとつこの内閣委員会、過去三年間人事院に対して執拗に言つて、そしてようやく三年目にしようという案にまでも大蔵大臣が反対をして、三十七年度の予算に盛りなかつた。国会が、取引といひますか、そういう商売のところであれば、そつちの言うことを聞かなければ、そつちの言うことを聞かぬということを開き直るところなんです。いかなる事情があるとも、あれほど長いことかかつた謙虚な人事院勧告を、なぜ大蔵大臣が反対して、やらなかつたか。もうすでに地方では、そういうものが承認されたものとして、勘定に入れておるような状態ですが、この点ひとつまず大臣の、そういう予算に盛りなかつたそういういきさつなり、大臣の所見を聞いておきたい。

○國務大臣（水田三喜男君） この間お答えしたように、大蔵大臣が反対して今度の予算に盛りなかつたという事実はございませぬ。と申しますのは、給与担当相からも、この勧告を実施するためにこういう形でやりたいというようないふ具体的な案は全然出て参りません。というところは、政府部内においてもこの問題は勧告も出たことだから、何とか解決したいという考えで、いろいろ相談はいたしました。これをどう実施することが一番適當かというようないふ具体的な結論に参りませんでした。この当初予算は見送りにして、今後この問題の解決のための具体案を得るようわれわれは努力するという立場でこの予算に盛りなかつたということとございまして、こうやつたらうまくいくというやうな、ほんとうの実施具体案というものが出来たものを、大蔵省がけつて、反対してこれを入れない、こういうやうないきさつは全然ございませぬ。ですから私どもはこの勧告の線で、できるだけ早く解決したいというふうな考えでおりますが、この当初予算には、そういう案に基づいたいろいろの計上というものが間に合ひなかつたというのが実情でございませぬ。

○山本伊三郎君 この間、私は地方行政に回つておつたので、鶴岡君に対する御答弁を聞かなかつたのですが、大臣が言われたことで了解します。しかし、巷間、各省間においては、予算編成のときには問題があつたけれども、全然議題に乗らなかつたとは私は聞いておらなかつた。しかし、それは今大臣の説明で、所管長からそういうものが出なかつた、その点はまだ理解できないのですが、少なくとも大蔵大臣がそういう誠意ある考えであれば、せつかく人事院が勧告しておるのだから、これはどうなつたのだというところで、私は閣議であなたの一言の発言で解決するものだと思つておるのです。これはその時期の問題だと言われますが、三十七年度からはぜひこれはやつていただきたいのです。でないと、非常に期待しておる人々が相当あります。特になかのかのほうの職員は、もうこれがついたものだということとで今やつておりますから、そこでそこまで言えないかどうか知りませんが、これは補正予算をやらなくちゃいかぬ……。しかし、そういう方向であれば、政府の方向さ示されれば、予算措置は、私は補正予算をやらなくてもやれる方法も私は出てくると思ふのですが、一年間の予算を全部使うわけじゃないのですから、そういう方向であれば、私はそういう措置は行政的に運用できると思ふのですが、この点について大臣のもう一ぺん所見を聞きたいと思ひます。

○國務大臣（水田三喜男君） 問題は私はやっぱり実施案だと思ひます。まだ結論がついておる問題ではございませぬが、一年間でこの問題の解決というものは、今までのいきさつから見ても困難じゃないか、そうすればある程度この解決のための年次計画を立てて解決するとかというやうな、実施するときには、合理的な実施案を作つて、それで対処すべきだと思つておりますので、この案のいかんによつて、財政の措置については、また措置の仕方もあるべきやうと思ひますので、一がいにはここで何とも申せないと思ひます。

○山本伊三郎君 大臣のその理解の仕方ちよつと違ふと思ふのです。あれは一度にやるといふことでなくして、三年間に段階的に一段階だけやるといふいうことなんです。だから人事院の勧告は、きつめて懇切丁寧に出しておるのです。あれを総理府なりまた所管のところでどうしようというということは……。やつてもらえればけっこうです。大臣言われるように、三段階のやつを一年次にほつとやりになるならば、これは幸いですけれども、そういう意味でやるならば、これは非常につつこうだと思ふ。しかし、あれをまだ段階を延ばすということについては、これはもうでき得ないと思ふのです。最初われわれの要求よりもうんと後退した案なんです、人事院の勧告は。一年間で解消すべきものを、三年間でやろうというやうな内容なんです。そういうすべて懇切に勧告をしておるやつですから、これを政府の部内とてやかくまた案を練り直すという性格のもので私はないと思ふのです。その点、側近の給与課長なりそういう人が、大臣にどういふ理解をされておるのですか、私は政府部内でもそういうものを検討するということとなくして、もういいか悪いかという判断ですぐきまる問題だと私は思つておるのです。が、その点どうですか。

○政府委員（平井進郎君） 大臣御答弁の趣旨は、別に今三年のものを延ばすとか、あるいは三年でなくして一年で入れるというふうに勧告されたというふ

なりが、ある程度役所といえは一般民間の人々は、隷属ということはいかぬけれども、協力態勢がきわめて強かつ

カカった副都知事人事の発表を、カセラ蔵大臣が反対して、やらなかったか。もうすでに地方では、そういうものが

る。彼等が、副都知事になったのです。大臣が言われたことで了解します。しかし、各府、各県間においては、予算編

成の面からいって、副都知事になったのです。大臣が言われたことで了解します。しかし、各府、各県間においては、予算編

成の面からいって、副都知事になったのです。大臣が言われたことで了解します。しかし、各府、各県間においては、予算編

うに理解しておられるわけではございせん。三年間で繰り入れをするという措置自体については、十分承知しておられるわけでありませう。ただ、具体案についてどうこうという問題でございませうが、御承知のとおり、暫定手当の処遇の問題と申しますのは、人事院の勧告の対象といたしておりますのは、一般職の国家公務員のみでございませう。たとえそれに對しましては約六億というような金額も計算されておりますが、そのほか特別職であるとか、あるいは地方公務員、ことに義務教育関係の国庫負担等を考えますと、義務教育職員等の計算も必要でございませう。また、三公社五現業等についてもやはり同じような性質の問題も含まれております。したがって、そのいった点を全部いろいろ総合的に勘案いたしまして措置いたさなければならぬ。そういう点でなかなか議論もございまして、今のところ、大臣の御説明がございましたように具体的な結論を見るに至っていないという段階でございませう。

○山本伊三郎君 最初大臣の発言で私は一応了解すること、誠意ある答弁だといつて聞いておるのですが、課長がいろいろ言われたから課長の言うこともそれはわかるのですが、これはもうどうしても三十七年度からやってもらわぬと困る。困るというよりも、きょうは私は非常に疲れておるのできついことは言いませんが、これは相当食ひ下がらなくちゃならない問題だと思ふ。私国会へ来てから三年間やり続けてきた。ようやく昨年の暮れに勧告をしてきたのでやれやれと思つたら今度予算がないということから、この前

うに理解しておられるわけではございせん。三年間で繰り入れをするという措置自体については、十分承知しておられるわけでありませう。ただ、具体案についてどうこうという問題でございませうが、御承知のとおり、暫定手当の処遇の問題と申しますのは、人事院の勧告の対象といたしておりますのは、一般職の国家公務員のみでございませう。たとえそれに對しましては約六億というような金額も計算されておりますが、そのほか特別職であるとか、あるいは地方公務員、ことに義務教育関係の国庫負担等を考えますと、義務教育職員等の計算も必要でございませう。また、三公社五現業等についてもやはり同じような性質の問題も含まれております。したがって、そのいった点を全部いろいろ総合的に勘案いたしまして措置いたさなければならぬ。そういう点でなかなか議論もございまして、今のところ、大臣の御説明がございましたように具体的な結論を見るに至っていないという段階でございませう。

鶴岡君がやってくれたというので、私はきょうはきわめて言葉遣やかに言っているのですが、あなたの顔見たときから食ひつきたいような気持ちでございませう。今度の三十七年度も見送りだということになると地方の人、東京とか大阪の人は一番高いところにあるのですから問題ないと思ひますが、地方の人はこれに對してきわめて深い関心を持っておるのです。地方職員のことを言われましたが、地方の公共団体の職員については各知事、市長こそつて何とかしてやらなくちゃいけないというところでわれわれ陳情も受けておるし、最初自治省の三十七年度の地方財政計画においてもこれが本年から実施するものだといふ考えで地方財政計画は組みかけておつたようです。それがどうもいかないといふことで若干狂つてきておるようですが、私はこの点はきょうは大臣がとにかくいい返事をしてもらうまでは七時でも八時までも同じ問題を、言うまでもなく質問したいと思つて腹をすてきておるのですが、三十七年度はとにかくあなたのほうの措置はいつになつてもよろしいが、やるのだ、やるのだといふことではなければ、安心していてもいいといふ、こういう表現でもいいですから、ひとつそういうことで……

○山本伊三郎君 了解しました。私の理解したといふことはその意味で了解をいたします。これは大臣でなくて給与課長でけつこうですが、実は給与課長も地方行政委員会へ来られていろいろ私の議論を聞かれたと思うのですが、国家公務員の共済組合の問題でいろいろその後実施段階で私問題を聞いておるのです。それが、それで実施後すでに二年ほどになります。いろいろ問題点があるのですが、この前、佐藤大臣のときに、いろいろと議論を、質疑応答したので、最初のことであるから掛金その他についてもまだまだわれわれは考えなければならぬが、一応実施したあとでということをやつたのですが、その後国のほうの整理資金といふか、追加費用についてどうまで調査が進捗しておるか、その状況をひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(平井通郎君) ただいま手元にこまかい資料を持っておりませんので、正確な数字は御要求があればあとからお配りしたいと思ひますが、私どもの記憶いたしております範囲で申しますと、前年度調査、つまり整理資金確定のために必要な調査は三月末現在でおおむね三分の一という程度でございませう。ただし、その数字は先生からおそらく昨年御注意を受けたと思ひますが、当初、なかなか進捗いたしませんので、私どももいたしましては共済組合連合会のほうと相談いたしまして、種々の解決策を講じまして、ようやく今年になりましてからま

た本格的に動き出しておりますが、まあ私どもの感じとしては、おそくとも本年の四月末までにはこの調査の百パーセントといふことは参りませんにしても、大体の整理資金の確定ができるようなところまで持つて参りたいといふふうに考えておる次第でございませう。

○山本伊三郎君 三十四年から実施されて、三十四年の十月一日ですから、三十四年から三十五年、三十六年度のいわゆる整理資金に見合う財政措置は幾らされましたか。年度別にわかりませんか。

○政府委員(平井通郎君) まず、ちょっと私こまかい数字を持っておりませんが、概数でお答えしたいと思ひますが、三十五年は十億、三十六年度は十五億、三十七年度は二十億といふふうに記憶しております。

○山本伊三郎君 これはどういふ算定の基礎でやられたのですか。それをちょっと。

○政府委員(平井通郎君) おそらく昨年度もお答えをいたしておると思ひますが、この整理資金の金額が確定いたしますには、先ほど御説明申し上げました前年度調査が大体完了いたしました。整理資金の額が確定し、それに対してこの負担方式をきわめるといふことになるわけでございます。それまでの間にきましては、どれだけの金額を負担するかといふことの問題があるわけでございますが、当初の発足におきまして一応三十四年度十億程度といふ金額をきめまして、その後においてはある程度給付の進捗という問題も考えられますので、一応三十六年度は五億を増加し、さらに三十七年度におい

ては五億を増加したといふような程度でございませう。

○山本伊三郎君 もう一つ関連して、非現業の場合でも、いわゆる旧共済組合法の関係があつた人があります。その資金はどういう工合に処理されておるのですか。非現業の場合はそれがなかつたのですか。

ことですが、その総額の推定でいいです。それから、何も追及いたしません、大体どれくらいと踏んでおられますか。

○政府委員(平井通郎君) 三分の一の進捗状況ではございますが、まあ人員が、たとえば省庁によりましては、非常に前歴のいろいろある、いわば退職時の近い人々から調査した事例もございいます。逆に、また、比較的若い方々を先に整理いたしまして、その後、前歴のむずかしい方を調査する、こういうやり方もあるところがございます。

○政府委員(平井通郎君) 先生御承知のとおり、整理資源の負担方式としたしましては、たとえば永久債務方式でございまして、あるいは修正付加方式でございまして、いろいろあるわけでございます。したがって、私どももいろいろ検討しております。前国会でも指摘を受けておりますように、前歴調査が終了すれば、整理資源の負担方式を確定するという形で考えて参りました。と思っております。でございますが、ただいまの段階で直ちにどちらかの負担方式が予想されるような形の整理資源の額というものをきめるというの、いかんかという感じが持っています。先ほど申し上げたような金額、やや不十分と思われるかもしれせんが、そういった金額で整理資源のワークを一応追加費用を計上したわけでございます。

○山本伊三郎君 これは大蔵省でどういうお考えか——これは地方公務員の場合についても必然的にこういう問題が起こってくると思うから、一応お伺いしておきますが、千五百億とすると、か、かりに、それがその組合に、そういう政府といいますが、債務があるんだというところで、一時にそれだけ金を支払うということになると、五分五厘のいわゆる共済組合の予定利率にしても、相当大きい利子になりますね。年に十億から十五億、二十億に達しているというところになると、利子の額にも達しないという状態になると私は思うのです。こういう点、どういう処理をされるのか。将来どういう処理をされるのか。ちょっとお聞かせ下さい。

○政府委員(平井通郎君) 先生御承知のとおり、整理資源の負担方式としたしましては、たとえば永久債務方式でございまして、あるいは修正付加方式でございまして、いろいろあるわけでございます。したがって、私どももいろいろ検討しております。前国会でも指摘を受けておりますように、前歴調査が終了すれば、整理資源の負担方式を確定するという形で考えて参りました。と思っております。でございますが、ただいまの段階で直ちにどちらかの負担方式が予想されるような形の整理資源の額というものをきめるというの、いかんかという感じが持っています。先ほど申し上げたような金額、やや不十分と思われるかもしれせんが、そういった金額で整理資源のワークを一応追加費用を計上したわけでございます。

○山本伊三郎君 これは私も、専門的とは言いませんが、いろいろ研究しておるのですが、永久債務方式ですか。

○政府委員(平井通郎君) 今私が申し上げましたように、永久債務方式という形できめることもいかなかかと、それから修正付加方式ということできめてしまふものもいかなかかと、そういう点を考えますと、今の段階では、きわめて

大ざっぱな目子という感じで入れてあるというふうには御理解いただきたいと思ひます。

○山本伊三郎君 これは大きな問題点があると思ひます。途中までこういう制度が変わつたという事は、私もいろいろ各国の事情というものを聞いておるのですが、なかなかそういうものはないようです。実際問題として、したがって、政府はどういう負担をしておるかという事は、これは日本としては相当大きな問題だと思ひます。今直ちに千五百億円を融通したからといって、連合会に渡すという事については、これは国家財政の上から見ても、制度の上から見ても、私は出してもいいという気持はあるにしても、相当無理な点もあるのじやないかと思ひます。修正付加方式といつてやられても、なかなかこれも私は、その数字というものは出てこないと思ひます。そこで、政府が負担すべき額というものがきまれば、年々政府が負担する額については年々の予算で支出するという線を暫定的にですね、そういう方法は事務的にとれないものでか、どうですか。

○政府委員(平井通郎君) ただいま御指摘のありましたような方法も一つの考え方であらうと思ひます。ただ、まあ先生御指摘もありましたように、たとえばアメリカの例をとりましても、ずいぶん論議されておるようでありながら、まだ結論が出ておらない、なかなかむずかしい問題でございまして、あるいは最後の手段としてそういう方法も考えなければならぬかもしれせんが、私どももいたしましては、いましばらく調査の進行を待ちまして、

で、できるだけ、いわば長期的な観点で負担方式をきめていきたいというように考え方でございまして、

○山本伊三郎君 これは大蔵大臣、聞いておいてもらつたらいいと思ひますが、大体今までの文官の年間のいわゆる恩給費というものが、百七十億ですが、七億でございまして、数字を忘れたが、相当膨大な数字があるのです。軍人恩給は一千億を上回つておりますが、相当文官の恩給費も高いです。これでいきますと、年々十億、十五億、二十億ほど予算で見積もつて、あとは新しい共済組合による掛金を食つて実は政府の義務を果たしているという事になっておるのですが、計数的に見まして、それじゃ、あまり政府もずるいという事は別として、い顔をしておるのじやないかと思ひます。これは少し考えてもらわぬと、組合のほうも私は困ると思ひます。が、そういう考え方はどうですか。

○政府委員(平井通郎君) 先生御指摘のような点もございまして。ただ、今のところ、直ちに国が予算に計上し、連合会等に交付いたしておりませんにしても、それは債務という形で残つておるといふのは確かでございますし、また、運用の利息、予定運用利回りをどう見るかという問題がございまして、その運用利回りというものが当然考慮して、債務ワークというものは確定できるものと考へております。その負担方式を将来においてどういふふうにするかという事を問題として私ども先ほどから御説明をしておる次第でございます。

○山本伊三郎君 私が心配するのは、まだ計数的に私、連合会から資料をも

らつていないし、きょうは、そういう詳しいことを質問をしようという考えも実はなかったもので、通告もしていないのですが、結局、組合の掛金から政府が当然負担すべきものを支払つておるといふことがないのかどうかということをお、懸念しておるのです。したがって、組合発生後、前のやつはもうこれは、いわゆる文官恩給費をして上げておるのですから、これは一応いいのですが、本法施行、国家公務員共済組合施行後債務として、いわゆる整理資源として支払うべき額が十億なり十五億の範囲内であるかどうかという、それが私まだ見通しがないのでそれをひとつ聞いておるのですが、その点どうなのか、あるのですか。

○政府委員(平井通郎君) 整理資源だけをもつてカバーできるかどうかという問題はなかなかむずかしい問題あると思ひます。ただ御承知のとおり、共済組合方式に変わりました後に、国は百分の五十五というものを長期財源として毎年度出しておるわけでありまして、その金額並びに公務員の掛金額の増加の傾向と、現実に年金ないし一時金として支払われる金額とを比較いたしますと、ここの十五年でございまして、二十年でございまして、その辺は明確でございせんが、少なくともこの十年以上の間は、いわば国家公務員の掛金を食つて支給が行なわれるというふうなことはないというふうに私どもも理解いたしております。

○山本伊三郎君 ちょっと考え方が違ふのです。あなたの言われることからみると、国が負担しておる百分の五十五のこの支出は一応食つておるけれども、組合員の掛金の分は食つておらな

で、できるだけ、いわば長期的な観点で負担方式をきめていきたいというように考え方でございまして、

○山本伊三郎君 これは大蔵大臣、聞いておいてもらつたらいいと思ひますが、大体今までの文官の年間のいわゆる恩給費というものが、百七十億ですが、七億でございまして、数字を忘れたが、相当膨大な数字があるのです。軍人恩給は一千億を上回つておりますが、相当文官の恩給費も高いです。これでいきますと、年々十億、十五億、二十億ほど予算で見積もつて、あとは新しい共済組合による掛金を食つて実は政府の義務を果たしているという事になっておるのですが、計数的に見まして、それじゃ、あまり政府もずるいという事は別として、い顔をしておるのじやないかと思ひます。これは少し考えてもらわぬと、組合のほうも私は困ると思ひます。が、そういう考え方はどうですか。

○政府委員(平井通郎君) 先生御指摘のような点もございまして。ただ、今のところ、直ちに国が予算に計上し、連合会等に交付いたしておりませんにしても、それは債務という形で残つておるといふのは確かでございますし、また、運用の利息、予定運用利回りをどう見るかという問題がございまして、その運用利回りというものが当然考慮して、債務ワークというものは確定できるものと考へております。その負担方式を将来においてどういふふうにするかという事を問題として私ども先ほどから御説明をしておる次第でございます。

○山本伊三郎君 私が心配するのは、まだ計数的に私、連合会から資料をも

いう政府といいますが、債務があるん

考えますと、今の段階では、きわめて

いましばらく調査の進行を待ちまし

まだ計数的に私、連合会から資料をも

いと、こういう趣旨ですか、今言われ

たのは。

○政府委員(平井通郎君) ちよっと誤

解があるようで、補足させていただきます

○山本伊三郎君 それを私聞きたいの

○山本伊三郎君 これはまあ一ぺん資

料をもらわぬとわからないのですが、

やっぱりその経済というものを分けて

○山本伊三郎君 現在連合会の理事長

から事務的に一応御説明させていただきます

ういうことがいかどうかということですね。これは考えていかなければ、まあここまで追及もしておらないようですが、これは何とか考えなければ問題が私はあると思うんです。額はそう大きくないと思うんですよ、国鉄関係。しかもそれでだんだんとこれは少なくなっていくんですから、この点ひとつぜひ考えていかなくちやならぬと思うんですが、大蔵大臣もしそういう点の詳細御存じであれば、大蔵大臣からお答え願いたい。そうでなければ関係の当局からいいです。

○政府委員(平井延郎君)　まあ旧恩給公務員期間であつたものについてすべて国が負担すべきでないかという御議論であらうと思うのでありますが、先ほど私もちよつと申し上げましたように、旧特別会計時代におきましても同じようなやり方をやっておつたわけでございまして、その限りにおきまして、確かに公社になりました場合に、独立採算制は非常に強くなつたかもしれませんが、特別会計當時においても独立採算制をとり、やはり料金等で考慮しておつた面もございますわけで、まあ特に新たに変わったものではないというような考え方で、制度として別途新しいものを作つたことをいいたさなかつたわけでございます。

○山本伊三郎君 私はその点については了解はできないのですが、これはまあ本案に関係のないことですから一応これでおきますが、これは大蔵大臣に聞いておいていただきたいのですが、国家公務員の場合でも地方公務員の場合でも、膨大な資金が実は集まっております。国家公務員の場合、私は総体の計算は実はまだしていませんが、二

十年、三十年後にはおそらく一兆億
度に私は伸びてくるのではないと思
います。地方公務員の場合は厳格に私
は計算をいたしました。私の計算で、
年間五百億が組合員と地方公共団体
積むということですから——正確に言
えば、五百七十億円程度の掛金が負担
金と合わせて集まるようです。それを
内輪に見積もって五百億といたしまし
て、二十年間で一兆八千三百九十二
億、これだけの金が集まって参り
ます。もちろんこの中には退職一時金
という制度があり、また、廃疾年金制
度がありますので、計数から見ると若
干の支出はありますけれども、それも
三千億を上回るということは私ないと
思うのです。一兆五千億というもの
が、全くこれが積み立ててこられる
また、これだけ積み立てておかなけれ
ば、この方式では将来給付がでない
という、こういうことなんです。した
がって、この資金の運用ということ
は相当重要な問題が出てくると思つて
います。大蔵省もこの資金運用につ
いては相当地方公務員の場合には問
題があったのです。しかし、それを
私は言いません。言わないけれども、大蔵省として
国の金融政策を考えるときには、
将来何とか考えなくちゃならぬとい
う事態が、——まああなたの場合
にはこれ、二十、三十年後のこと
です。ですから、これは割合長いこと
ですからね。しかし、そういうことを
考えると、私はこの資金運用につ
いては、よほど大蔵省も今から考
えておかないと、ちやいかぬと思
うのです。現在の公立学校の関係
の組合、掛金の四分の一ですか、
その程度は資金運用部資金で運
用するというところで、あとはすべ
て地

方公共団体の起債の資源とか、あるいは組合員の福利施設に対する資金に利用する、こういう説明になっておる。これはすべて政令で定めるとなっておるのですが、この点はひとつ、きょうは答弁を求めないので、大蔵省は、今はまあ何でもないと行っておられますが、今後これが一つ大きい問題になるといふことだけ大臣のひとつ決意といひますか、考え方を十分固めておいてほしいと思うのです。それで念のためにここで聞いておきますが、あの法律案が出されたときに、政府当局が——これは自治、文部両大臣ですが、答弁されたように、今私が言つたように、ほんの一部、公立学校の関係の資金については、資金運用部で一部利用するが、その他は地方公共団体の起債の資源、組合員の福利資源としてやるということについての政府の意見が一致しておるといふことですが、間違ひがないかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) そのとおりの方針で運用したいと思つております。

○山本伊三郎君　じゃ私これで質問を
一応終わります。

○委員長（河野謙三君）速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長（河野謙三君）速記をとつて。

○鶴岡哲夫君 私は、この間旅費法の一部改正法律案を審議いたしました場合に論議いたしました内容について、その後大蔵省と各省との間がどういふふうになつておるのか。日額旅費論をここで一席ひとつやりたいと思うのですよ、が、時間の関係もございますし、ですから二点くらいお聞きしておきた

いと思ひますが、これは旅費法によりまして、各省庁の長が大蔵大臣と協議をいたしまして日額旅費をきめることになっております。それが旅費法の審議の際に、旅費法の実施と同じように四月一日からひとつやってももらいたいという要望をいたしておりましたが、どうもやはり事務的になかなかないへんのものでありまして遅延しておるようであります。まあたいへんな作業でございしますのでおくれておるといふふうに思ひますが、一体いつごろきまるのかどうか。そしてきまりました場合に、やはり普通旅費法と一緒に四月一日実施ということになるのか、その点をまず伺います。

○政府委員(平井迪郎君) 先生御指摘のとおり、日額旅費の決定の手續が非

常におくれておりまして、まことに申しわけない次第と思っております。ただ御承知のとおり、各省からの大蔵大臣に対する協議の出方もかなりおくれいておりますし、また、その内容説明等も十分でない点もございますので、現在鋭意各省と打ち合わせをいたしまして、できるだけ早く結論を出したいというふうに考えております。ただ、その結論が出ました場合、日額旅費等は實際問題として一月分をまとめてあと払いをするというケースも多少ございしますが、それに間に合います限りにおいてはなるべく四月分からやるようにいたしたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君　もう一点、普通旅費と今申し上げております日額旅費を詳細に過去の経緯を伺っておりますと、いつも日額旅費というのは普通旅費より低目にきまっておるといのが座過

のようであります。これはやはり何と
言いましても、本省に直接関係のない
業務旅費でありますために、実際出先
におきまして機関が使っております、あ
る場合におきましては一部——一部と
言つては語弊がありますが、本省では
関係のない旅費でありますために、な
かなかやはり実態なり、あるいは足り
ない面なり、あるいは苦しい面なりと
いうものが身につまされて把握できて
いないという点があつて、先ほど
申し上げたような理由になつておるの
ではないかというように思つております。
私自身も日額旅費というのが理解
のつかない面がたくさんあるわけであ
りまして、そういう面については私も
自分の身につまされて、そういう感じ
を持つておりますが、どうもあまり長
い間、普通旅費よりも相当低目にき
まつておるといふことはまずいのじや
ないかといふことで、先般旅費法の審
議の場合にも、私種々申し上げたわけ
であります、したがつて、そういう
意味でぜひひとつ御努力をいたさ
きたい。これは大蔵大臣と各省庁の協議に
なつておりますので、ぜひひとつ御努
力をいただきますといふことを御要望
いたしたいのですが、これが課長もよ
く御存じのように、従来ややもします
と根拠が明らかでないといふような面
がありまして、旅費法の場合において
は、大蔵省が直接やりますから割合と
根拠がまあまあ明らかになつておりま
すけれども、日額旅費の場合には、どう
も各省と大蔵大臣の協議という形にな
りまして、資料等に不備な点もあると
いふ点等もあつて、どうも思わしく普
通旅費に比べて増加していかない
といふ点があるように見えます。

の計算は実はまだしていませんが、二

用するということ、あとはすべて地

ですから二点くらいお聞きしておきた

も低目にきまつておるといのが経過

という欠点があるように見受けられま

すが、ぜひひとつそういうことのないように要望したいのです。

○政府委員(平井總郎君) ただいまお話しございましたように、日額旅費につ

きましては、従来各省がいずれかと申しますと、沿革を基礎としてある程

度倍率を考えたがやってきましたという

ような面もございまして、必ずしも各

省自体の十分調査なり研究の行き届い

ておらないような面もございまして、

したがしまして、今回の改定にあたりま

しては、そういった点でできるだけ各省

にも御勉強いただきまして、適正なる

結論を得るようになりたいと考えてお

ります。

○鶴岡哲夫君 日額旅費はこれで終わ

りますが、大臣に、前回この委員会

どまでは大蔵省としてお考えになっ

ていらつしやらないかもしませんが、

結論的には何かそういうような感じを

持っておられるのじゃないか。さらに

八月八日ごろにはまた勧告しなければ

ならぬことになっておられるのですが、

そういうものに対する圧力も考えておら

れるのじゃないかというように、こう

いう妙な気がしたわけですよ。この

際、大臣にそういう気があるのかどう

か伺っておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) それはこ

の前、最後にお答えしましたように、

もう全然そういうことを考えておりま

せん。この予算編成期に間に合わな

かったというだけの理由でございま

す。

○委員(河野謙三君) この際、委員

の異動について御報告いたします。

ただいま大谷藤之助君、塩見俊二君

が辞任され、小沢久太郎君、井州伊平

君が選任されました。

○委員(河野謙三君) 他に御発言も

なければ、質疑は終局したものと認め

て御異議ございせんか。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認めます。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

それではこれより採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

を問題に供します。本案を原案どおり

可決することに御賛成の方の挙手を願

います。

○委員(河野謙三君) 全会一致でこ

ざいます。よって本案は、全会一致を

もって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議

長に提出すべき報告書の作成について

は、慣例によりこれを委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ござい

せんか。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたします。

軍恩連盟宇都宮支部内

逸見吉次外二千二百四十名

紹介議員 植竹 春彦君

今回政府は、恩給の仮定俸給年額を改正し、昭和三十七年度から順次実施すべきことを決定したが、この関係法案を第四十回国会において必ず成立せしめるとともに、第三十八回国会において参議院の附帯決議で要望された恩給受給者等の処遇を適時改善できる制度を、早期に実現せられたいとの請願。

第二九四六号 昭和三十七年四月十日受理

旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願(二通)

請願者 東京都北区中十条一ノ

二五 明石八百六外四十名

紹介議員 野溝 勝君

旧令による共済組合等からの年金制度を改善するため、(一)公務員の給与改定に伴い同一の理由に基づき旧令による共済組合等からの年金も従来の慣習に従って増額改正すること、(二)公務員の給与改定に伴い旧令による共済組合等からの年金も自動的に改定されるように法文化すること、(三)旧令による共済組合等からの年金制度中の不均衡を是正すること、(四)旧陸軍共済組合甲種組合員であつて昭和二十年八月十五日に勤務年数満二十年に達しなかつた者で、国民年金制度の適用を受けることとなつた場合その勤務年数を加味し特に増額支給すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第二九七三号 昭和三十七年四月十日

一日受理

旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願(十通)

請願者 名古屋市中種区花目町

二ノ五 鬼頭寿三郎外二百六十五名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第二九四六号と同じである。

昭和三十七年四月三十日印刷

昭和三十七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局